

令和7年度

兵庫地方労働審議会労働災害防止部会資料

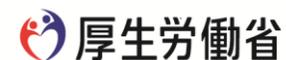
労働基準部 安全課資料

- 資料1 兵庫第14次労働災害防止推進5か年計画について
労働災害発生状況関係
- ① : 令和6年労働災害発生状況(確定値)
 - ② : 令和7年12月末労働災害発生状況(速報値)
- 資料2 兵庫第14次労働災害防止推進5か年計画関係
- ① : 令和7年度兵庫安全行政のあらまし
 - ② : 兵庫第14次労働災害防止推進5か年計画のポイント
 - ③ : 安全衛生活動取組状況(令和6年度)アンケート
- 資料3 兵庫リスク低減MS運動(2期)について
- ① : 兵庫リスク低減MS運動(2期)
 - ② : 兵庫リスク低減MS運動(2期)実施要綱
- 資料4 製造業の労働災害防止について
- ① 14次防、アウトプット指標・アウトカム指標
- 資料5 建設業の労働災害防止について
- ① : 建設業における労働災害発生状況
 - ② : 建設業労働災害防止強化月間
- 資料6 転倒災害防止について
- ① : 兵庫第14次労働災害防止推進5か年計画 転倒災害発生状況
 - ② : 転倒災害は労働災害です
 - ③ : 小売業の労働災害防止に向けて
 - ④ : 介護施設の労働災害防止に向けて
 - ⑤ : 小売業で働く皆さまへ
- 資料7 交通労働災害防止について
- ① 交通労働災害防止協議会(令和7年度)
 - ② 交通労働災害防止リーフレット

兵庫第14次労働災害防止推進5か年計画 (2023年度～2027年度)

兵庫地方労働審議会労働災害防止部会

令和 8 年 1 月 2 3 日



兵庫労働局 安全課

アウトプット指標	主な取組事項	アウトカム指標
<p>・転倒災害対策（ハード・ソフト両面からの対策）に取り組む事業場の割合を2027年までに50%以上とする。</p> <hr/> <p>2024年度アンケート調査結果による取組事業場の割合：88.0%</p>	<p>・「転倒の態様に対応した具体的対策」及び「転倒防止・腰痛予防対策の在り方に関する検討会」における検討結果を踏まえた取組の普及促進を図る。</p> <p>・加齢に伴う身体機能の低下により、転倒災害の発生リスクが高まることを踏まえ、転倒予防体操の周知・啓発を行う。</p>	<p>・増加が見込まれる転倒の年齢層別死傷年千人率を2022年と比較して2027年までに男女ともその増加に歯止めをかける。</p> <p>・転倒による平均休業見込日数を2027年までに40日以下とする。</p> <hr/> <p>転倒災害千人率 2022年：0.65 2024年：0.66 2024年平均休業見込み日数：46日</p>
<p>・卸売業・小売業／医療・福祉の事業場における正社員以外への安全衛生教育の実施率を2027年までに80%以上とする。</p> <hr/> <p>2024年度アンケート調査結果による正社員以外の安全衛生教育実施事業場の割合：53.8%</p>	<p>・第三次産業の実態に即した基本的な労働災害防止対策啓発ツール（動画、マニュアル等）の活用を推進する。</p> <p>・未熟練労働者に対する安全衛生教育マニュアルを雇入れ時や作業内容変更時等に活用するよう普及促進を図る。</p>	<p>・増加が見込まれる転倒の年齢層別死傷年千人率を2027年までに男女ともその増加に歯止めをかける。</p> <hr/> <p>転倒災害千人率 2022年：0.65 2024年：0.66</p>

アウトプット指標	主な取組事項	アウトカム指標
<p>・エイジフレンドリーガイドラインに基づく高年齢労働者の安全衛生確保の取組（安全衛生管理体制の確立、職場環境の改善等）を実施する事業場の割合を2027年までに50%以上とする。</p> <hr/> <p>2024年度アンケート調査結果による高年齢労働者を雇用している事業場での割合：30.6%</p>	<p>・「エイジフレンドリーガイドライン」に基づく高年齢労働者の安全衛生確保の取組を推進する。</p> <p>・高年齢者の身体機能の低下に伴う労働災害を防止するため、「高年齢労働者に配慮した職場改善マニュアル」の活用に向けた普及啓発を行う。</p>	<p>・増加が見込まれる60歳代以上の死傷年千人率を2022年と比較して2027年までに男女ともその増加に歯止めをかける。</p> <hr/> <p>千人率 2022年：3.83 2024年：4.07</p>
<p>・母国語に翻訳された教材、視聴覚教材を用いるなど外国人労働者に分かりやすい方法で災害防止の教育を行っている事業場の割合を2027年までに50%以上とする。</p> <hr/> <p>2024年度アンケート調査結果による外国人労働者を雇用している事業場での割合：29.3%</p>	<p>・外国人労働者を雇用する事業場に対して、労働災害防止に関する標識や絵表示等の掲示について周知し、併せて厚生労働省が作成した母国語に翻訳された視聴覚教材や安全衛生教育マニュアルの活用について周知を行う。</p>	<p>・外国人労働者の死傷年千人率を2027年までに全体平均以下とする。</p> <hr/> <p>千人率 2024年：2.40 (2024年全体：2.49)</p>

アウトプット指標	主な取組事項	アウトカム指標
<p>・「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」（平成25年3月25日付け基発0325第1号。以下「荷役作業における安全ガイドライン」という。）に基づく措置を実施する陸上貨物運送業等の事業場（荷主となる事業場を含む。）の割合を2027年までに45%以上とする。</p> <hr/> <p>2024年度アンケート調査結果による実施している事業場の割合：27%</p>	<p>・陸上貨物運送事業等の事業場（荷主となる事業場を含む）に対して、「荷役作業における安全ガイドライン」を周知し、荷役作業時の墜落・転落災害の防止対策や荷の運搬中の労働災害防止対策を推進する。</p>	<p>陸上貨物運送事業の死傷者数を2027年までに2022年と比較して5%以上減少させる。</p> <hr/> <p>2022年：659人 2024年：630人（4.4%減少）</p>
<p>・墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む建設業の事業場の割合を2027年までに85%以上とする。</p> <hr/> <p>2024年度アンケート調査結果による実施している事業場の割合：79%</p>	<p>・建設工事の設計段階から、施工作業の危険性を低減するため、建設業のリスクアセスメントの普及を促進する。</p> <p>・「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」の普及促進を図る。</p>	<p>・建設業の死亡者数を2027年までに2022年と比較して15%以上減少させる。</p> <hr/> <p>2022年：8人 2024年：9人（12.5%増加）</p>

アウトプット指標	主な取組事項	アウトカム指標
<p>・機械による「はさまれ巻き込まれ」防止対策に取り組む製造業の事業場の割合を2027年までに60%以上とする。</p> <p>2024年度アンケート調査結果による取り組んでいる事業場の割合：83%</p>	<p>・機械による「はさまれ・巻き込まれ」災害が発生した事業場に対し、原因の究明と機械設備の本質安全化及び防護措置（停止と隔離）について重点的に推進する。</p> <p>・非定常作業におけるリスクアセスメントの普及促進を図る。</p>	<p>・製造業における機械によるはさまれ・巻き込まれの死傷者数を2027年までに2022年と比較して5%以上減少させる。</p> <p>2022年：214人 2024年：202人（5.6%減少）</p>
<p>・「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」（令和2年1月31日付け基発0131号第1号改正。以下「伐木等作業の安全ガイドライン」という。）に基づく措置を実施する林業の事業場の割合を2027年までに50%以上とする。</p> <p>2024年度アンケート調査結果による実施している事業場の割合：19%</p>	<p>・立木の伐倒時の措置、かかり木処理時の禁止事項の徹底を図るとともに、下肢を保護する防護衣の着用や木材伐出機械等の安全対策の徹底等を図る。</p> <p>・「伐木等作業の安全ガイドライン」、「林業の緊急連絡体制設備ガイドライン」等について周知し、ガイドラインに基づく措置が着実に講じられるよう周知する。</p>	<p>・林業の死亡者数を2027年までに2022年と比較して15%以上減少させる。</p> <p>2022年：0人 2024年：1人</p>

兵庫県内の「令和6年 労働災害発生状況」の分析

目次

1 概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2

2 死亡者数・・・・・・・・・・・・・・・・ P 3

 (1) 業種別・・・・・・・・・・・・・・・・ P 3

 (2) 事故の型別・・・・・・・・・・・・ P 4

3 死傷者数・・・・・・・・・・・・・・・・ P 4

 (1) 業種別・・・・・・・・・・・・・・・・ P 4

 (2) 事故の型別・・・・・・・・・・・・ P 5

 (3) 年齢別・・・・・・・・・・・・ P 7

 (4) 災害の程度別・・・・・・・・・・・・ P 8

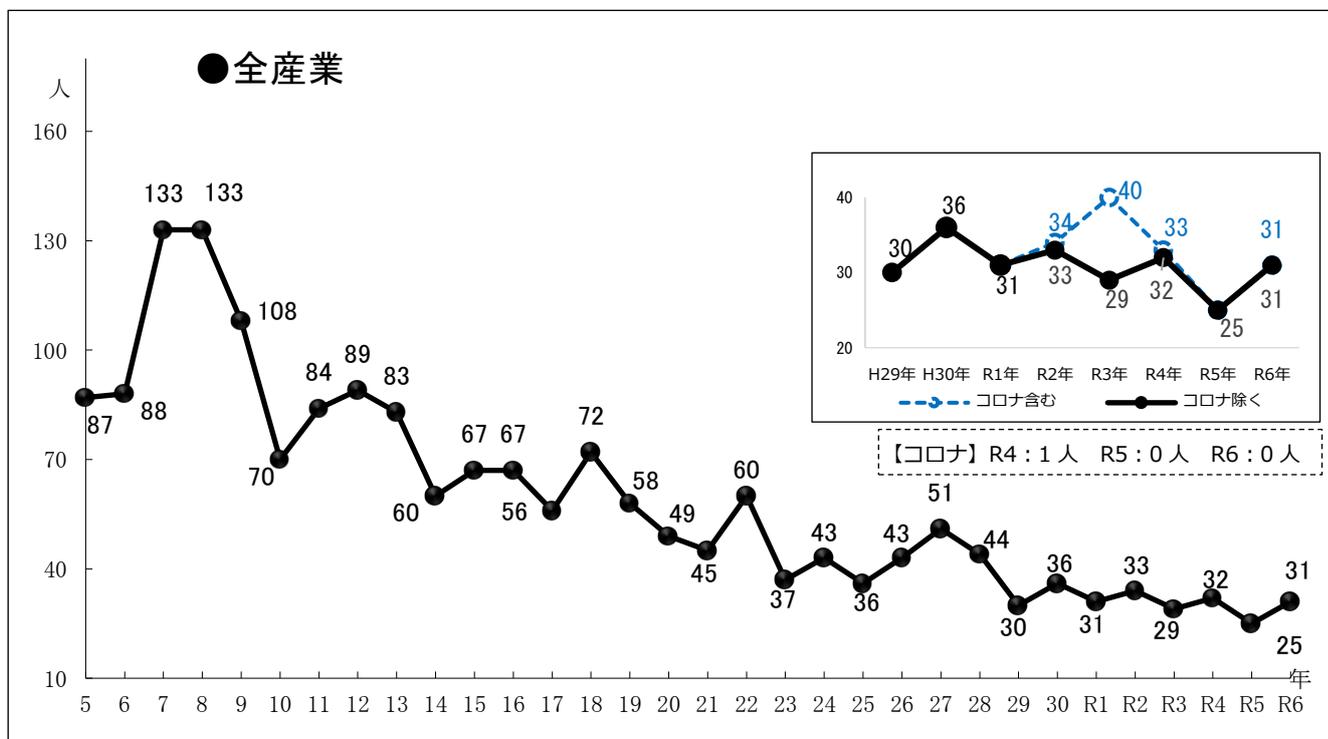
1 概況

令和6年1月から12月までの新型コロナウイルス感染症へのり患（以下「コロナ」という。）を除いた労働災害による死亡者数（以下「死亡者数」という。）は、31人（前年比6人増）となりました。休業4日以上之死傷者数（以下「死傷者数」という。）は5,222人（前年比56人減）で、令和2年から対前年比で4年連続増加しておりましたが、減少しました。

令和7年度は、労働災害の減少に向け、「兵庫第14次労働災害防止推進5か年計画」（令和5年度から令和9年度の5年間）の3年目として、建設現場等における足場等の高所からの墜落・転落災害、陸上貨物運送業において多発している荷役作業中の災害の防止対策の徹底、商業及び保健衛生業で多発している労働者の作業行動が起因して発生する転倒や腰痛等（行動災害）による労働災害防止を図るための意識啓発を通じた自主的な安全衛生活動の普及・定着等を重点に取り組みます。

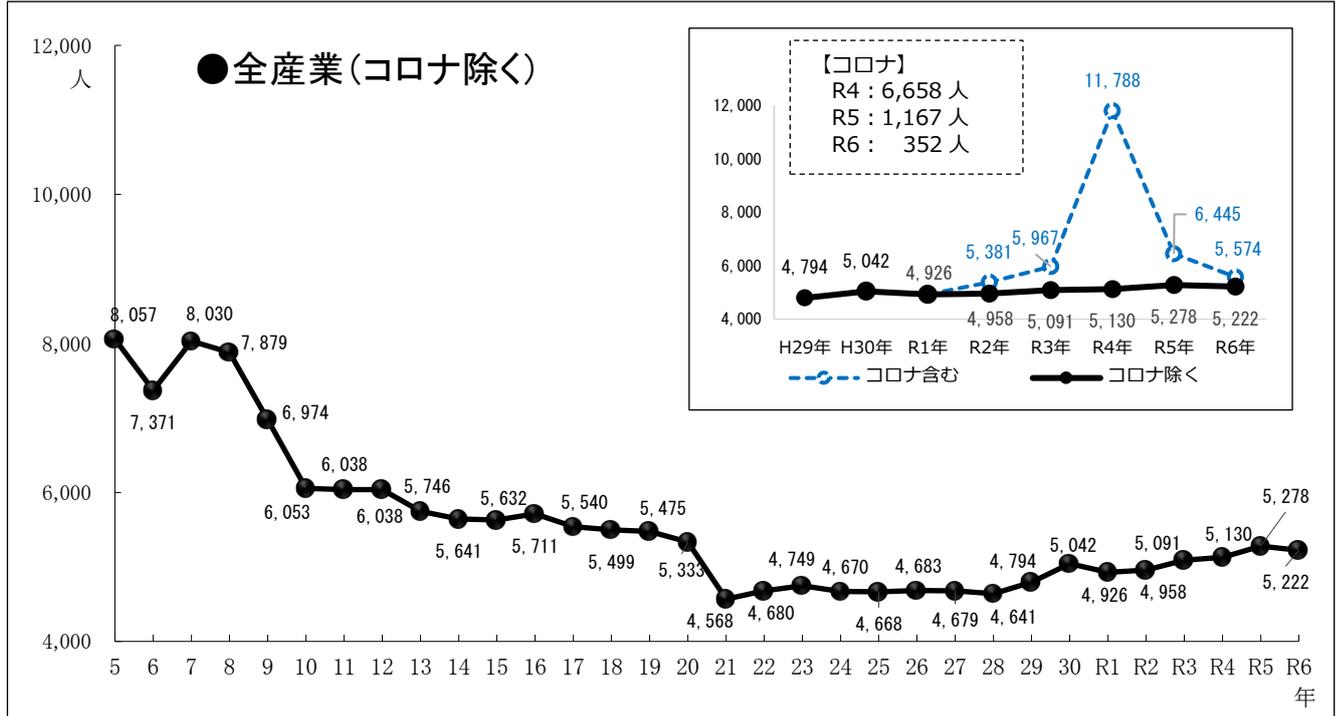
また、全国安全週間（7月1日～7日）とその準備月間（6月1日～30日）では、兵庫労働局、県下労働基準監督署から事業場、関係業界団体等に対して、積極的な労働災害防止活動の実施を要請します。

グラフ1 死亡者数の推移



資料出所 死亡災害速報

グラフ2 死傷者数の推移



資料出所 労働者死傷病報告

2 死亡者数

(1) 業種別

死亡者数 31 人を業種別で見ると、「建設業」9 人でもっと多く、次いで「製造業」7 人、「陸上貨物運送業」4 人、「清掃・と畜業」で 4 人発生しています。

「商業」は 0 人と前年比で 3 人減少した。一方で、「製造業」（前年比 1 人増加）、「建設業」（前年比 1 人増加）、「陸上貨物運送業」（前年比 4 人増加）、「清掃・と畜業」（前年比 3 人増加）が増加となり、特に「建設業」は、令和 3 年から 3 年連続 8 人、令和 6 年 9 人と減少傾向がみられない状況にあります。

他業種と令和 4 年以降の年別発生状況は、表 1 のとおりです。

表 1 業種別・年別 死亡者数の推移 (人)

	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	令和 5 年/令和 6 年	
				増減数 (人)	増減率
全産業	32	25	31	+6	+24.0%
製造業	8	6	7	+1	+16.7%
建設業	8	8	9	+1	+12.5%
陸上貨物運送業	1	0	4	+4	- - -
林業	0	1	1	0	0%
商業	5	3	0	-3	-100.0%
保健衛生業	1	1	0	-1	-100.0%
清掃・と畜業	2	1	4	+3	+300.0%
上記以外の業種	7	5	6	+1	+20.0%

(2) 事故の型別

死亡者数を事故の型で見ると、多い順で、「墜落・転落」10人、「交通事故（道路）」6人、「崩壊・倒壊」、「はさまれ・巻き込まれ」がそれぞれ3人となっています。

「激突され」（2人、前年比2人減）、「転倒」（2人、前年比1人減）は減少したが、一方で、「墜落・転落」は、前年比で4人の大幅増加となり、また、「崩壊・倒壊」も前年比で2人増加しました。

なお、熱中症による死亡者数は0人でした。

表2 事故の型別 死亡者数の推移（人） 令和6年の多い順に上位4型

	令和4年	令和5年	令和6年
墜落・転落	7	6	10
交通事故（道路）	5	5	6
崩壊・倒壊	1	1	3
はさまれ・巻き込まれ	7	3	3

3 死傷者数

(1) 業種別

死傷者数 5,222人を事故の型別で見ると、多い順で、「製造業」1,059人（前年比81人・7.1%減）、「商業」861人（前年比3人・0.3%増）、「保健衛生業」800人（前年比11人・1.4%増）、「陸上貨物運送業」630人（前年比5人・0.8%増）、「接客娯楽業」425人（前年比46人・12.1%増）、「建設業」400人（前年比38人・8.7%減）となっています。

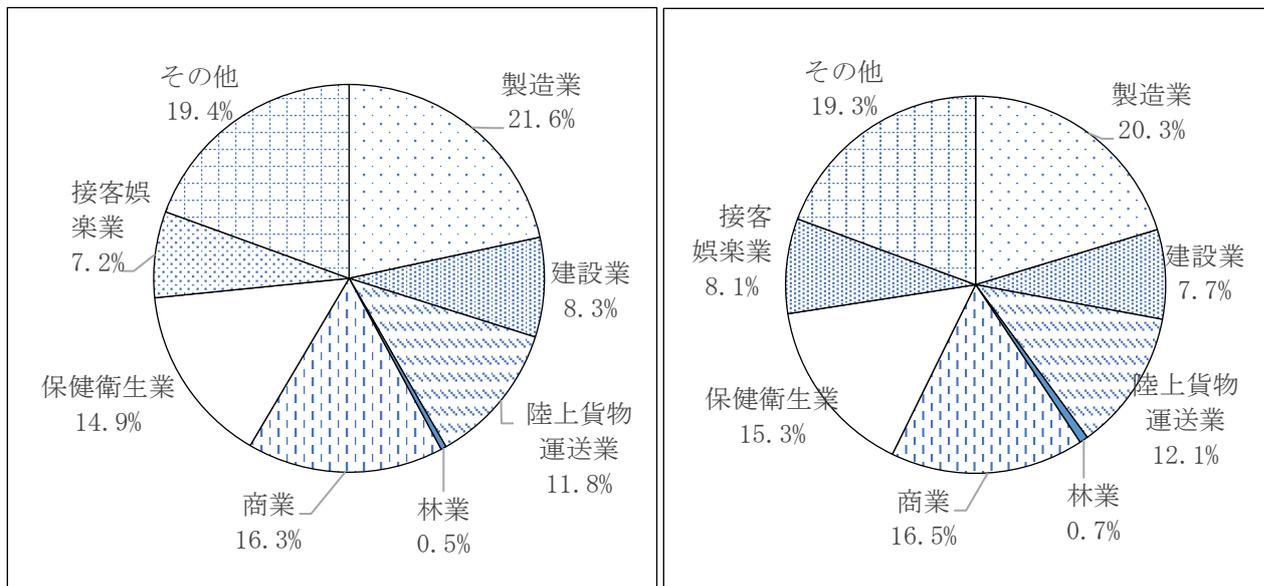
表3 業種別（主要業種）死傷者数の推移（人）

	令和5年	令和6年	令和5年／令和6年	
			増減数（人）	増減率
全産業	5,278	5,222	-56	-1.1%
製造業	1,140	1,059	-81	-7.1%
建設業	438	400	-38	-8.7%
陸上貨物運送業	625	630	+5	+0.8%
林業	24	38	+14	+58.3%
商業	858	861	+3	+0.3%
保健衛生業	789	800	+11	+1.4%
接客娯楽業	379	425	+46	+12.1%
上記以外の業種	1,025	1,009	-16	-1.6%

グラフ3 業種別（主要業種）死傷者数の構成比

【令和5年】

【令和6年】



(2) 事故の型別

死傷者数を事故の型別で見ると、多い順で、「転倒」1,375人（前年比88人・6.0%減）、腰痛等の「動作の反動・無理な動作」838人（前年比38人・4.8%増）、「墜落・転落」747人（前年比20人・2.8%増）、「はさまれ・巻き込まれ」537人（前年比31人・5.5%減）、「交通事故（道路）」321人（前年比17人・5.6%増）となっています。

事故の型別による業種別の死傷者数が多い順でみますと、「墜落・転落」は、「陸上貨物運送業」が最も多く148人で、次いで多いのが「建設業」130人、「製造業」122人となっており、「転倒」は、「保健衛生業」が最も多く281人、次いで「商業」268人、「製造業」216人となっています。

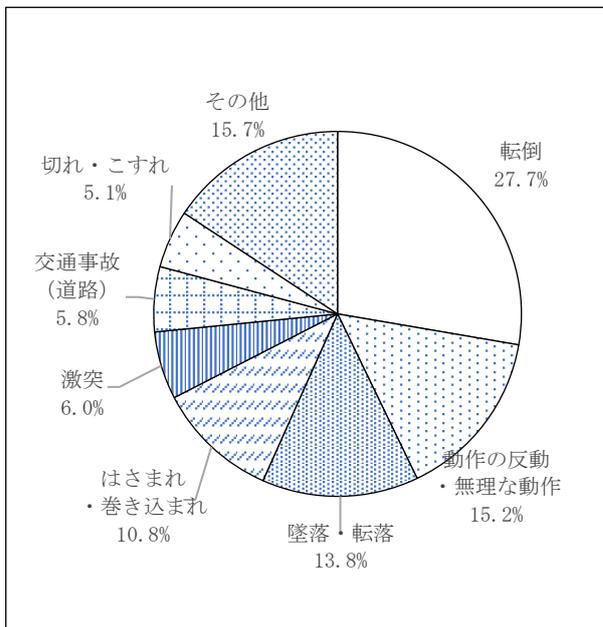
なお、最も多い「転倒」災害を詳しく見ると、76%が50歳以上で発生しており、その中でも、50歳以上の女性が50%を占めています。

表4 事故の型別 死傷者数、対前年増減率 令和6年の多い順に上位5型

	事故の型	死傷者数（人）		令和5年／令和6年	
		令和5年	令和6年	増減数（人）	増減率
1	転倒	1,463	1,375	-88	-6.0%
2	動作の反動・無理な動作	800	838	+38	+4.8%
3	墜落・転落	727	747	+20	+2.8%
4	はさまれ・巻き込まれ	568	537	-31	-5.5%
5	交通事故（道路）	304	321	+17	+5.6%

グラフ4 事故の型別 死傷者数の構成比

(令和5年)



(令和6年)

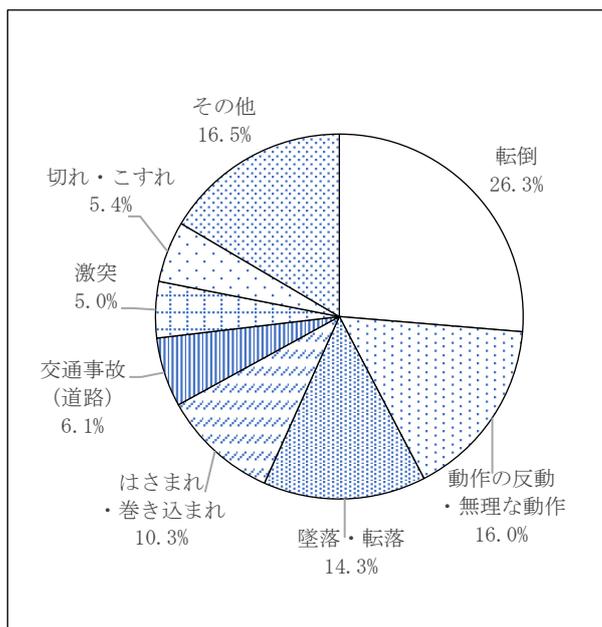


表5 事故の型別による業種別の死傷者数発生状況 (令和6年の多い順に上位5業種)

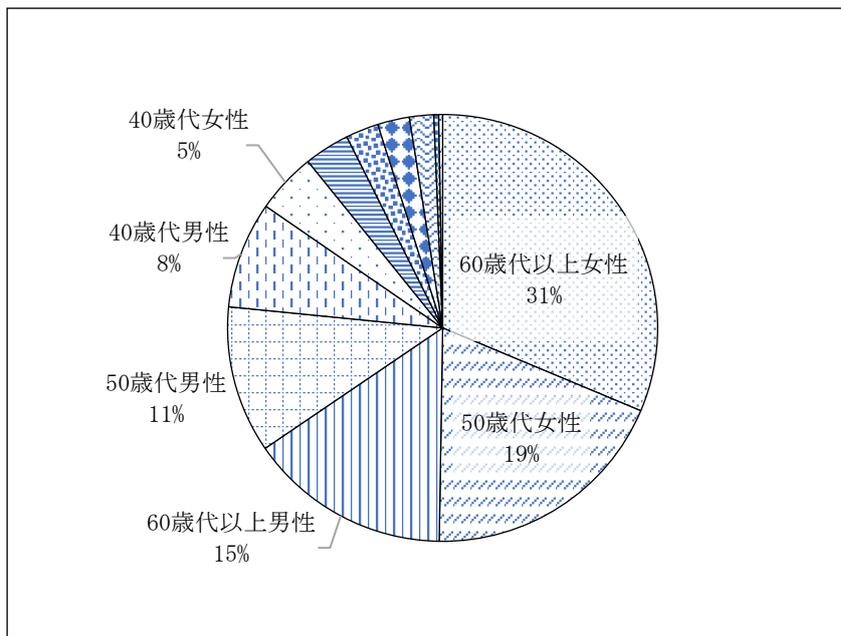
墜落・転落		令和5年	令和6年
全産業		727	747
陸上貨物運送業		142	148
建設業		144	130
製造業		124	122
商業		92	98
接客娯楽業		39	49

転倒		令和5年	令和6年
全産業		1,463	1,375
保健衛生業		291	281
商業		297	268
製造業		264	216
陸上貨物運送業		118	131
接客娯楽業		128	121

はさまれ・巻き込まれ		令和5年	令和6年
全産業		568	537
製造業		287	260
商業		57	72
陸上貨物運送業		60	66
建設業		52	35
清掃・と畜業		22	23

動作の反動・無理な動作		令和5年	令和6年
全産業		805	838
保健衛生業		224	271
商業		118	132
陸上貨物運送業		109	106
製造業		146	101
その他の事業		33	44

グラフ5 事故の型（転倒災害）における性別—年代別 死傷者数の構成比（令和6年）



(3) 年齢別

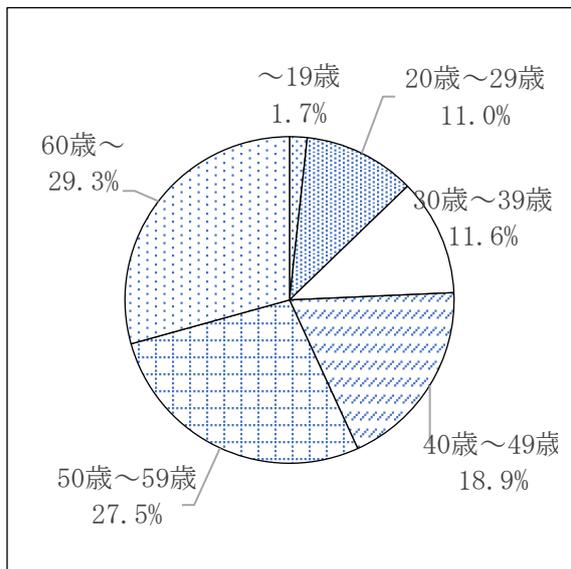
死傷者数を年齢別で見ると、多い順で、「60歳～」1,532人、「50歳～59歳」1,480人、「40歳～49歳」891人、「30歳～39歳」625人、「20歳～29歳」589人、「～19歳」105人となっています。

表6 年齢別 死傷者数、構成比、対前年増減率

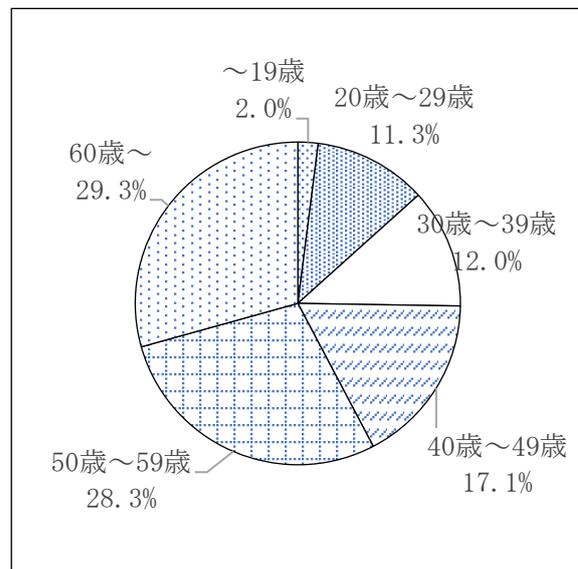
	死傷者数（人）		令和6年 構成比	令和5年／令和6年	
	令和5年	令和6年		増減数（人）	増減率
総数	5,278	5,222	100.0%	-56	-1.1%
60歳～	1,548	1,532	29.3%	-16	-1.0%
50歳～59歳	1,450	1,480	28.3%	+30	+2.1%
40歳～49歳	998	891	17.1%	-107	-10.7%
30歳～39歳	610	625	12.0%	+15	2.5%
20歳～29歳	581	589	11.3%	+8	-1.4%
～19歳	91	105	2.0%	+14	+15.4%

グラフ6 年齢別 死傷者数の構成比

【令和5年】



【令和6年】



(4) 災害の程度別

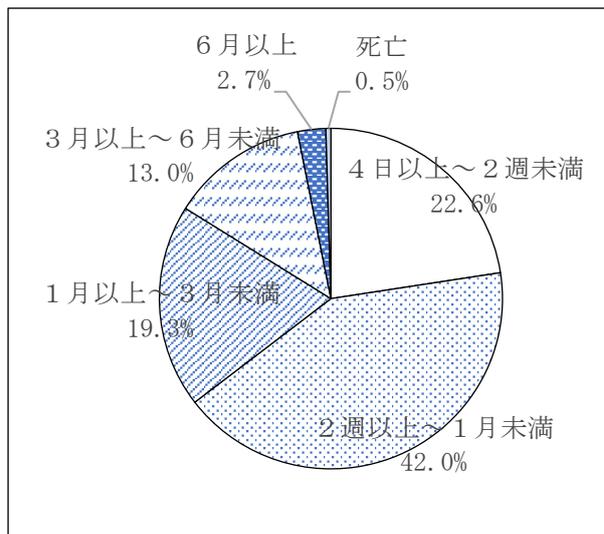
死傷者数を災害の程度別に見ると、多い順で、「2週以上～1月未満」が2,154人、「4日以上～2週未満」1,216人、「1月以上～3月未満」998人、「3月以上～6月未満」687人、「6月以上」136人となっています。

表7 災害の程度別 死傷者数、構成比、対前年増減率

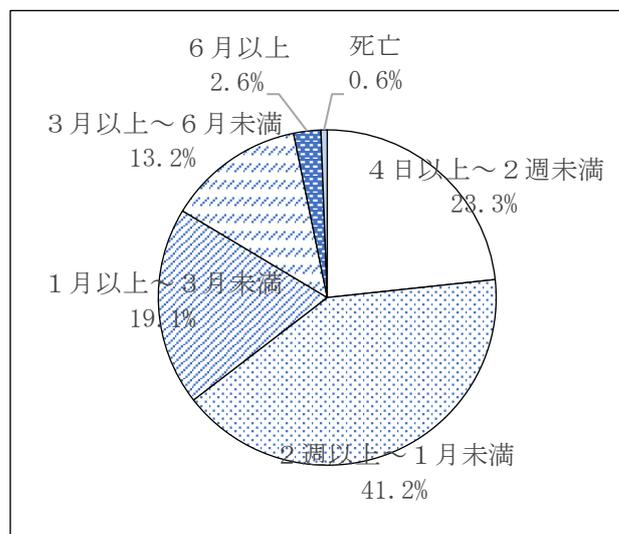
	死傷者数 (人)		令和6年 構成比	令和5年／令和6年	
	令和5年	令和6年		増減数 (人)	増減率
総数	5,278	5,222	100.0%	-56	-1.1%
4日以上～2週未満	1,191	1,216	23.3%	+25	+2.1%
2週以上～1月未満	2,218	2,154	41.2%	-64	-2.9%
1月以上～3月未満	1,019	998	19.1%	-21	-2.1%
3月以上～6月未満	685	687	13.2%	+2	+0.3%
6月以上	140	136	2.6%	-4	-2.9%
死亡	25	31	0.6%	+6	+24.0%

グラフ7 災害の程度別 死傷者数の構成比

【令和5年】



【令和6年】



令和7年(1月～12月)労働災害の発生状況

※労働者死傷病報告(休業4日以上)の死傷災害により作成

※()内の数値は死亡者数(内数)を表す

※新型コロナウイルス感染症のり患者数を除く

資料1-②

(1) 業種別の労働災害発生状況(対前年比)

令和7年12月末速報値

【表1 業種別の労働災害発生状況】

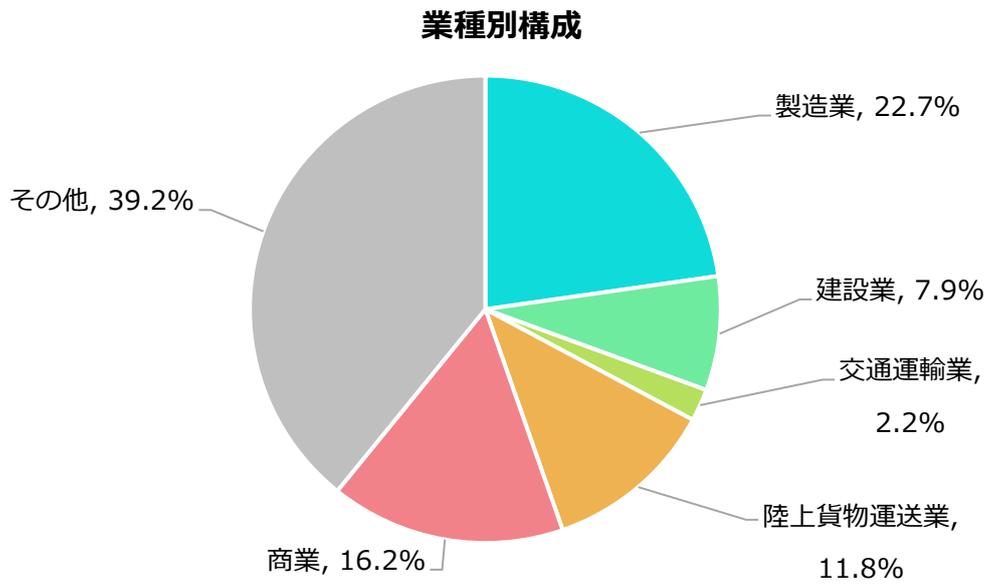
兵庫労働局

業 種	令和7年(1月～12月)		前 年 同 期		前 年 比 較	
	死傷者数 (人)	構成比 (%)	死傷者数 (人)	構成比 (%)	増減数 (人)	増減率 (%)
全 産 業	4,674 (23)	100.0% (100.0%)	4,667 (30)	100.0% (100.0%)	7 (-7)	0.1% (-23.3%)
製 造 業	1,062 (6)	22.7% (26.1%)	987 (7)	21.1% (23.3%)	75 (-1)	7.6% (-14.3%)
鉱 業	5 (1)	0.1% (4.3%)	5	0.1% ()	(1)	(-)
建 設 業	369 (5)	7.9% (21.7%)	349 (9)	7.5% (30.0%)	20 (-4)	5.7% (-44.4%)
交通運輸業	104	2.2% ()	96	2.1% ()	8 ()	8.3% (-)
陸上貨物運送業	553 (3)	11.8% (13.0%)	580 (3)	12.4% (10.0%)	-27 ()	-4.7% ()
港湾運送業	15	0.3% ()	23	0.5% ()	-8 ()	-34.8% (-)
農 林 業	49 (1)	1.0% (4.3%)	71 (2)	1.5% (6.7%)	-22 (-1)	-31.0% (-50.0%)
畜産・水産業	19 (1)	0.4% (4.3%)	26 (1)	0.6% (3.3%)	-7 ()	-26.9% ()
商 業	755 (2)	16.2% (8.7%)	763	16.3% ()	-8 (2)	-1.0% (-)
金融・広告業	47 (1)	1.0% (4.3%)	35	0.7% ()	12 (1)	34.3% (-)
映画・演劇業	6	0.1% ()	5	0.1% ()	1 ()	20.0% (-)
通 信 業	113	2.4% ()	103	2.2% ()	10 ()	9.7% (-)
教育・研究業	48	1.0% ()	48	1.0% ()	()	(-)
保健衛生業	687	14.7% ()	679	14.5% ()	8 ()	1.2% (-)
接客娯楽業	375 (1)	8.0% (4.3%)	387	8.3% ()	-12 (1)	-3.1% (-)
清掃・と畜業	235 (1)	5.0% (4.3%)	217 (4)	4.6% (13.3%)	18 (-3)	8.3% (-75.0%)
官 公 署	5	0.1% ()	9	0.2% ()	-4 ()	-44.4% (-)
その他の事業	227 (1)	4.9% (4.3%)	284 (4)	6.1% (13.3%)	-57 (-3)	-20.1% (-75.0%)

【図1 業種別構成】

令和7年(1月~12月)

兵庫労働局

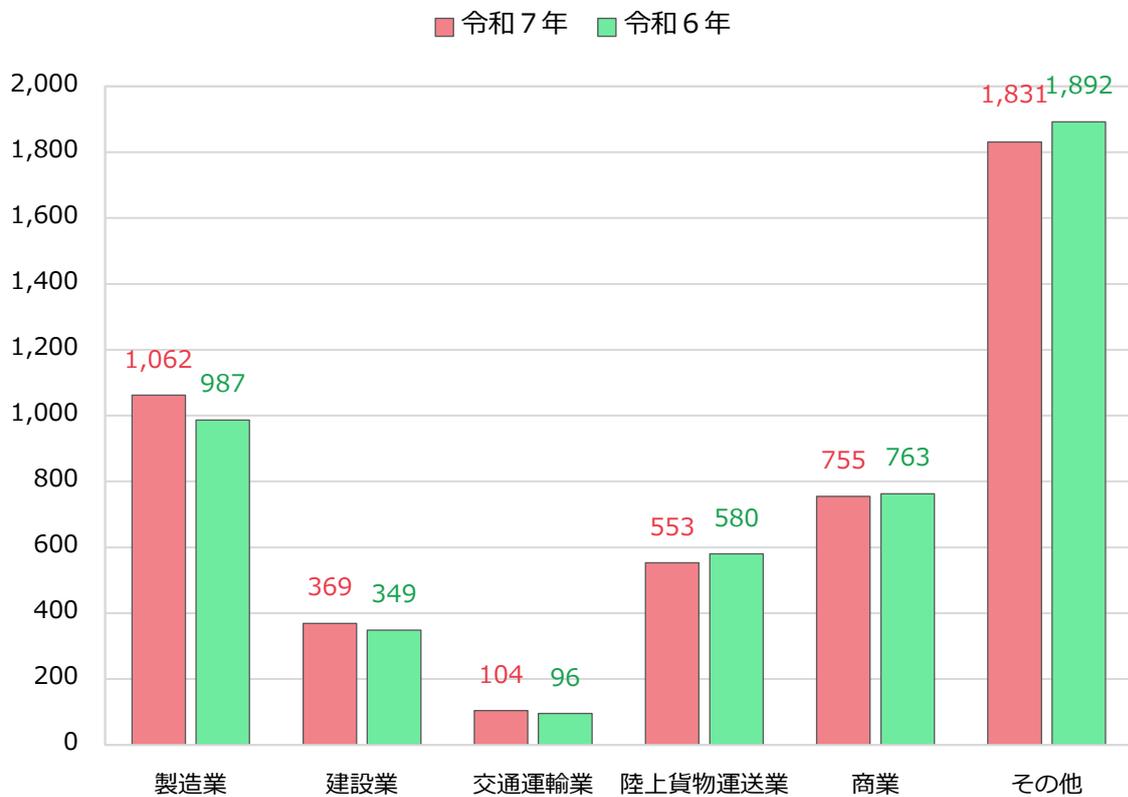


注) 集計表の合計値は、四捨五入した数値の合計のため、必ずしも100.0%となるとは限りません。

【図2 業種別前年対比】

1月~12月の前年比較

業種別前年比較



(2) 業種別事故の型別の労働災害発生状況

令和7年(1月~12月)

【表2 業種別事故の型別労働災害発生状況】

兵庫労働局

事故の型 業種	※ 墜落、 転落	※ 転倒	激突	飛来、 落下	崩壊、 倒壊	激突され	はさまれ、 巻き込ま れ	切れ、こす れ	踏み抜き	おぼれ	高温・低温 の物との 接触	有害物等 との接触	感電	爆発	破裂	火災	交通事故 (道路)	交通事故 (その他)	※ 動作の反 動、無理 な動作	その他	分類不 能	合計
製造業	116	245	31	82	7	56	256	75	1		48	20					10	1	104	3	7	1,062
鉱業		1		1			2	1														5
建設業	132	43	13	36	13	17	49	24	1		7	3	1				7		14	8	1	369
交通運輸業	7	36	7	1		5	2	1			1						29	1	11	2	1	104
陸上貨物運送業	133	114	42	28	10	40	47	6			8	1					33	2	83	5	1	553
港湾運送業	4	3	1	1		2					1								3			15
農林業	7	11	1	5		9	2	9			1						1		3			49
畜産・水産業	5	2	1	1	1	1	5												2		1	19
商業	87	272	34	25	7	26	55	29			22	1	1			1	64	2	118	9	2	755
金融・広告業	8	18				2											13	1	5			47
映画・演劇業	2	2		1															1			6
通信業	6	29	5			1	2	1			1			1			48		19			113
教育・研究業	6	19	1	1		2	1				1						1		13	3		48
保健衛生業	39	236	19	4		35	17	6			6	2					54		228	35	6	687
接客娯楽業	32	125	20	12	4	22	14	57			45			1		1	7	2	31	2		375
清掃・と畜業	44	71	16	8		9	26	8	1		7			1			14		28	2		235
官公署		1		1		1					1								1			5
その他の事業	32	89	8	3	1	16	11	5		1	10						20	3	24	4		227
全産業合計	660	1,317	199	210	43	244	489	222	3	1	159	27	2	3		2	301	12	688	73	19	4,674

※次ページに、各項目の内訳有り

(3) 業種別事故の型別（墜落、転落 / 転倒 / 動作の反動・無理な動作）の労働災害発生状況

令和7年(1月~12月)

【表3 業種別事故の型別（墜落、転落 / 転倒 / 動作の反動・無理な動作）労働災害発生状況】

兵庫労働局

事故の型 業種	墜落、転落（合計）		転倒（合計）						動作の反動・無理な動作（合計）			
	（2メートル以上）	（2メートル未満）	（合計）	（転倒（滑り））	（転倒（つまずき））	（転倒（踏み外し））	（転倒（もつれ等））	（転倒（その他））	（動作の反動・無理な動作（腰痛））	（動作の反動・無理な動作（転倒もどき））	（動作の反動・無理な動作（その他））	
製造業	116	102	245	83	97	17	21	27	104	30	24	50
鉱業			1		1							
建設業	132	74	43	11	21	5	1	5	14	2	5	7
交通運輸業	7	6	36	12	12	3	3	6	11	7	1	3
陸上貨物運送業	133	126	114	25	37	20	8	24	83	24	14	45
港湾運送業	4	4	3	1	1	1			3	1	1	1
農林業	7	5	11	4	3	1		3	3	1	1	1
畜産・水産業	5	3	2		1		1		2			2
商業	87	85	272	68	118	21	29	36	118	55	11	52
金融・広告業	8	7	18	1	8	3	3	3	5	1	3	1
映画・演劇業	2	1	2	1		1			1			1
通信業	6	6	29	7	9	5		8	19	5	7	7
教育・研究業	6	6	19	7	8	2		2	13	4	2	7
保健衛生業	39	35	236	65	93	15	31	32	228	103	26	99
接客娯楽業	32	27	125	50	33	11	13	18	31	6	10	15
清掃・と畜業	44	38	71	30	21	5	3	12	28	5	8	15
官公署			1		1				1		1	
その他の事業	32	28	89	18	42	9	6	14	24	11	5	8
全産業合計	660	553	1,317	383	506	119	119	190	688	255	119	314

(4) 業種別起因物別の労働災害発生状況
 【表4 業種別起因物別労働災害発生状況】

令和7年(1月~12月)
 兵庫労働局

業種	起因物	原動機	動力伝導機	木材加工用機	建設用機械	金属加工用機	一般動力機械	車両系木材伐出機械等	食品加工用機	動力クレーン等	動力運搬機	乗物	圧力容器	化学設備	溶接装置	炉窯等	電気設備	人力機械工具等	用具	その他の装置、設備	仮設物、建築物等	床面、通路	危険物、有害物等	材料	荷	環境等	その他の起因物	起因物なし	分類不能	合計
製造業		2	9	18	6	76	79		47	44	71	11	2		4	6		62	93	41	60	184	24	78	41	22	13	65	4	1,062
鉱業			1							1								1	1			1								5
建設業				11	22	5	11			14	23	7			1	3	3	15	50	12	82	26	2	41	11	13	3	11	3	369
交通運輸業												36							6		15	24		1	3	2	8	8	1	104
陸上貨物運送業						1	3			4	182	15						36	28	6	47	82	2	13	83	8	5	34	4	553
港湾運送業											1								2		2	5		2	2	1				15
農林業			4				4	1				1						3	4	1	2	6				21	1	1		49
畜産・水産業	1						2				1								2	1	2			1	1	5	3			19
商業		1				1	5		8	4	47	73				1		64	78	25	69	181	4	21	74	12	16	68	3	755
金融・広告業											2	14							1	1	11	12			1		1	4		47
映画・演劇業																						3		1				2		6
通信業										1	1	57						4	2		14	24	1		2	2	3	2		113
教育・研究業							1					2							8	1	7	15			1	2	3	8		48
保健衛生業						1			1	1	2	70	1					32	29	20	51	160	2	4	8	9	86	196	14	687
接客娯楽業			1		1	7			13		5	18					1	28	39	25	34	87	7	17	10	36	18	28		375
清掃・と畜業		1	2	1		2			1		35	10			1			5	23	7	43	58		7	9	9	7	14		235
官公署																				2		1		1				1		5
その他の事業					4		1		1	2	7	31					3	11	8	7	43	65		4	4	15	6	14	1	227
全産業合計		3	12	36	33	85	115	1	71	71	377	345	3		6	10	7	261	374	149	482	934	42	191	250	157	173	456	30	4,674

令和7年度（2025年度）兵庫安全行政のあらまし

— 労働者が安全で健康に働くことができる職場づくり —

資料2-①

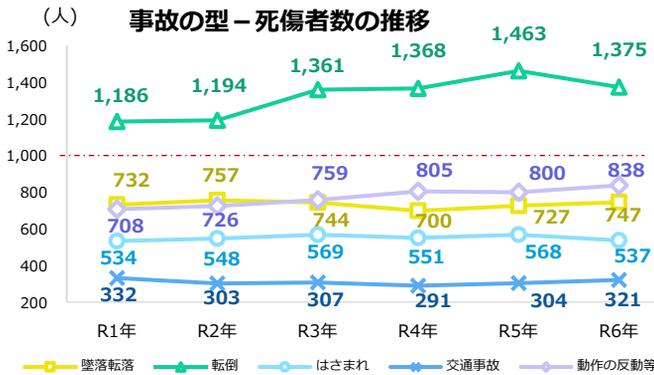
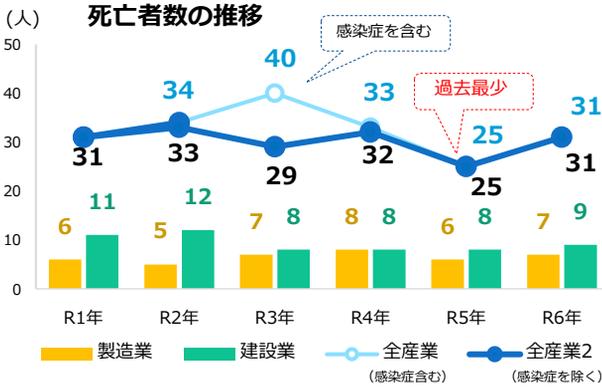


兵庫労働局 労働基準部 安全課

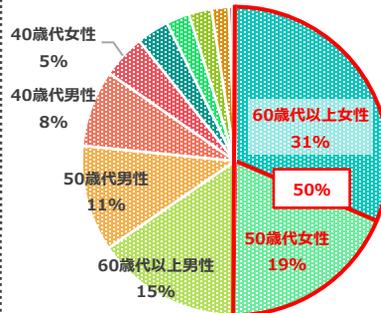
令和7年度は、『兵庫第14次労働災害防止推進5か年計画』（以下「14次防」といいます。）の3年目にあたり、14次防の災害減少目標（対令和4年比令和9年：死亡者数15%以上減少、死傷者数/令和4年より減少させる）の達成に向け、労働災害防止対策の一層の推進を図ります。

特に、安全確保の最重点である「働く人の命を守る」という原点に戻り、労働災害の削減に向け、『兵庫リスク低減MS運動（2期）』を展開します。

1. 労働災害発生状況（感染症を含まない）



令和6年 転倒災害発生状況



転倒による負傷の態様
 ・骨折（70.2%）
 ・打撲傷（15.3%）
 ・関節の障害（10.5%）

転倒災害による
 平均休業見込日数

46日

出典 労働者死傷病報告（新型コロナウイルス患者を除く。）

死亡災害

- 令和6年（2024年）の「全産業」における死亡者数は、令和5年（2023年）の過去最少となった25人と比較（以下「前年比」）して6人増加（+24.0%）し、31人となりました。
 なお、新型コロナウイルス感染症り患（以下「感染症」）による死亡者はおりません。
- 「業種別」では、建設業が最も多く9人（前年比1人増加）、次いで製造業が7人（前年比1人増加）で、この2業種で全体の半数以上を占めています。
 建設業では、高所からの「墜落、転落」災害、製造業では、機械の「はさまれ、巻き込まれ」災害が発生しています。
- 「事故の型別」では、「墜落、転落」が最も多く10人、次いで「交通事故（道路）」6人、「崩壊、倒壊」と「はさまれ・巻き込まれ」が3人となっています。

死傷災害

- 令和6年の「全産業」の死傷者数は、5,222人（感染症を除く）で、令和2年から前年比で増加していましたが、令和5年の5,278人から56人減少（-1.1%）しました。
- 「業種別」では、製造業が最も多く1,059人（前年比81人減少）、次いで商業861人（前年比3人増加）、保健衛生業800人（前年比11人増加）、陸上貨物運送事業630人（前年比5人増加）、接客娯楽業425人（前年比46人増加）、建設業400人（前年比38人減少）となっています。
- 「事故の型別」では、「転倒」が1,375人で最も多く、次いで腰痛等による「動作の反動・無理な動作」838人、「墜落・転落」747人、「はさまれ・巻き込まれ」537人の発生状況であります。
- 「転倒」は「骨折」が約70%、平均休業見込日数は46日で、50歳以上（50歳以上の女性が50%を占め、うち60歳以上の女性は31%を占めます。）を中心に発生しています。



▶ 2. 目標

令和7年度は、14次防における労働災害の減少目標を達成するため、「労働災害による**死亡者数29人以下**、休業4日以上**の死傷者数5,129人以下**」として、以下の労働災害防止対策を積極的に推進します。

▶ 3. 本年度の重点的取組

◆ 死亡災害の撲滅を目指した対策の推進



職場のあんぜん
サイト



SAFE
コンソーシアム



林業の
安全対策

建設業対策 【令和6年 死亡者数9人】

- (1) 一側足場の使用範囲の明確化に関し引き続き指導するとともに、「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」の周知を図ります。
- (2) 墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む事業場の割合を引き上げるよう周知・啓発します。
- (3) 「墜落制止用器具（安全帯）の安全な使用に関するガイドライン」の周知徹底を図り、墜落制止用器具の適切な使用の徹底を図ります。
- (4) 職長・安全衛生責任者の資質向上のため、再教育の受講を勧奨します。

製造業対策 【令和6年 死亡者数7人】

- (1) 機械による「はさまれ・巻き込まれ」災害の防止対策に取り組む事業場の割合を引き上げるよう周知・啓発を図ります。特に、食品加工用機械による「はさまれ・巻き込まれ」災害、「切れ・こすれ」災害の防止を重点に、労働災害防止対策を指導します。
- (2) 災害が発生した中小事業場に対しては、法令違反の是正だけでなく、リスクアセスメントについても丁寧に指導します。
- (3) 職長教育の受講及び職長に対する再教育の受講を勧奨します。

林業対策 【令和6年 死亡者数1人】

- (1) 「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」に基づく措置を実施する林業の事業場の割合を引き上げるよう周知・啓発します。
- (2) 「林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のガイドライン」の周知を図ります。

機械災害対策

フォークリフトによる死亡災害が毎年発生しているため、労働安全衛生規則等に定める適正な作業管理、運転資格等の遵守について指導します。

『兵庫リスク低減MS運動（2期）』に取り組み、残留リスクの低減に努めましょう！

『残留リスクを見逃さず 達成しよう ゼロ災害』をスローガンに「許容できないリスクがない職場づくり」を目指しましょう！

◆ 労働災害の減少がみられない業種等への対応

第三次産業（小売業、社会福祉施設、飲食店）対策

- (1) 卸売業・小売業／医療・福祉の事業場における正社員以外の安全衛生教育の実施率を引き上げるため、第三次産業の実態に即した基本的な労働災害防止対策啓発ツール（動画、マニュアル等）の活用を周知・啓発します。
- (2) 安全衛生推進者養成講習を修了した者のうちから「安全推進者」を選任するよう周知します。

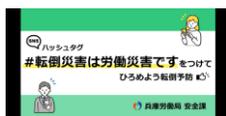
陸上貨物運送事業対策

- (1) 昇降設備の設置及び保護帽の着用が必要な貨物自動車の範囲の拡大、テールゲートリフターの操作に係る特別教育の義務化を定めた改正労働安全衛生規則（令和6年2月全面施行）の遵守を指導します。
- (2) 荷主等事業場に対する荷役災害防止対策として、あらゆる機会に「荷役作業安全対策ガイドライン」を周知・啓発します。

◆ 業種横断的な労働災害防止対策の推進

転倒災害防止対策

- (1) 転倒予防の動画を兵庫労働局公式YouTubeチャンネルから配信し、転倒災害対策（ハード・ソフト両面からの対策）の実施を呼びかけ、対策に取り組む事業場の割合の向上を図ります。
- (2) 転倒予防体操を周知・啓発します。



兵庫労働局公式YouTubeチャンネル画面

高齢労働者、外国人労働者等の労働災害防止対策

- (1) 「高齢労働者の安全と健康の確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン）」の周知及びエイジフレンドリー補助金の活用を勧奨を図ります。
- (2) 外国人労働者向けの母国語に翻訳された教材や視聴覚教材を用いた労働災害防止の教育の周知・啓発を図ります。
- (3) 労働災害防止に関する標識や給表示等の掲示に関する周知を図ります。

交通労働災害防止対策

春、秋の交通安全運動実施期間、全国安全週間及び同準備期間等のあらゆる機会を捉え、警察署、関係行政機関等と連携して、広く「交通労働災害防止のためのガイドライン」（平成25年5月28日付け基発0528第2号、平成30年6月1日最終改正）の周知・啓発を図ります。



兵庫局YouTube動画



転倒災害防止対策



高齢労働者関係



外国人労働者関係
(視聴覚教材)



荷役作業安全関係



兵庫第14次労働災害防止推進5か年計画のポイント



(2023年度～2027年度) 兵庫労働局

資料2-②

この計画は、国が定めた「第14次労働災害防止計画」（5年ごとに厚生労働大臣が策定）の目標を達成するために、兵庫労働局が重点的に取組事項を定めたものです。

現状の課題

- ◆ 労働災害の発生状況（令和4年（2022年））
死亡者数 32人（新型コロナウイルス患者を除く）
死傷者数（休業4日以上） 5,130人（新型コロナウイルス患者を除く）
- ◆ 労働災害は長期的には減少傾向ですが、転倒や腰痛等の行動災害が増加しています。
- ◆ 死亡災害は、建設業、製造業を中心に依然として多発する傾向がみられます。

計画の目標

【死亡災害】
2022年と比較して、2027年において15%以上減少させる。



兵庫14次防

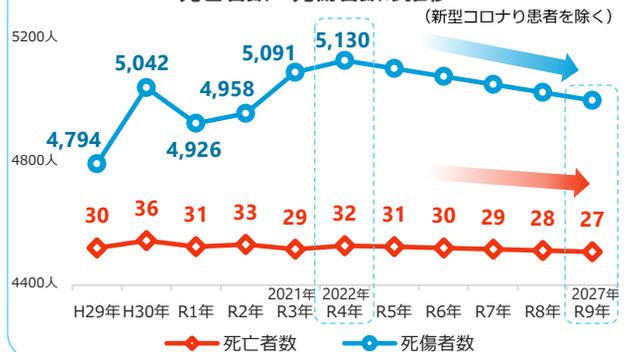
【死傷災害】
2021年までの増加傾向に歯止めをかけ、死傷者数については、2022年と比較して2027年までに減少させる。

計画の重点事項

アウトカム指標、アウトプット指標は
※別表を参照してください

1. 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発
- 指標(ア) 2. 労働者（中高年齢の女性を中心に）の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進
- 指標(イ) 3. 高齢労働者の労働災害防止対策の推進
- 指標(ウ) 4. 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進
5. 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進
- 指標(エ) 6. 業種別の労働災害防止対策の推進
- 指標(オ) 7. 労働者の健康確保対策の推進
- 指標(カ) 8. 化学物質等による健康障害防止対策の推進

死亡者数・死傷者数の推移



出典：労働者死傷病報告

▶ アウトカム指標（アウトプット指標を達成時に期待される結果） ※別表

(ア) 労働者（中高年齢の女性を中心に）の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

- ①増加が見込まれる転倒の年齢層別死傷年千人率を2027年までに男女ともその増加に歯止めをかける。
- ②転倒による平均休業見込日数を2027年までに40日以下とする。
- ③増加が見込まれる社会福祉施設における腰痛の死傷年千人率を2022年と比較して2027年までに減少させる。

(イ) 高齢労働者の労働災害防止対策の推進

増加が見込まれる60歳以上の死傷年千人率を2027年までに男女ともその増加に歯止めをかける。

(ウ) 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進

外国人労働者の死傷年千人率を2027年までに労働者全体の平均以下とする。

(エ) 業種別の労働災害防止対策の推進

- ①陸上貨物運送事業における死傷者数を2022年と比較して2027年までに5%以上減少させる。
- ②建設業における死亡者数を2022年と比較して2027年までに15%以上減少させる。
- ③製造業における機械による「はさまれ・巻き込まれ」の死傷者数を2022年と比較して2027年までに5%以上減少させる。
- ④林業における死亡者数を、伐木作業の災害防止を重点としつつ、労働災害の大幅な削減に向けて取り組み、2022年と比較して2027年までに15%以上減少させる。

(オ) 労働者の健康確保対策の推進

- ①週労働時間40時間以上である雇用者のうち、週労働時間60時間以上の雇用者の割合を2025年までに5%以下とする。
- ②自分の仕事や職業生活に関する強い不安、悩み、ストレスがあるとする労働者の割合を2027年までに50%未満とする。

(カ) 化学物質等による健康障害防止対策の推進

- ①化学物質の性状に関連の強い死傷災害（有害物等との接触、爆発又は火災によるもの）の件数を第13次労働災害防止計画期間と比較して、5%以上減少させる。
- ②増加が見込まれる熱中症による死亡者数の増加率※を第13次労働災害防止計画期間と比較して減少させる。

※ 当期計画期間中の総数を前期の同計画期間中の総数で除したものを。



(ア) 労働者(中高年齢の女性を中心に)の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

・転倒災害対策(ハード・ソフト両面からの対策)に取り組む事業場の割合を2027年までに50%以上とする。

・「転倒の態様に対応した具体的対策」及び「転倒防止・腰痛予防対策の在り方に関する検討会」における検討結果を踏まえた取組の普及促進を図る。
・高齢に伴う身体機能の低下により、転倒災害の発生リスクが高まることを踏まえ、転倒予防体操の周知・啓発を行う。

・卸売業・小売業及び医療・福祉の事業場における正社員以外の労働者への安全衛生教育の実施率を2027年までに80%以上とする。

・第三次産業の実態に即した基本的な労働災害防止対策啓発ツール(動画、マニュアル等)の活用を推進する。
・未熟練労働者に対する安全衛生教育マニュアルを雇入れ時や作業内容変更時等に活用するよう普及促進を図る。

・介護・看護作業において、ノーリフトケアを導入している事業場の割合を2023年と比較して2027年までに増加させる。

・介護作業における身体の負担軽減のための介護技術(ノーリフトケア)や介護機器、福祉用具等の導入による作業の省力化と腰痛予防対策の普及促進を図る。
・職場の危険の見える化実践マニュアル(社会福祉施設)の普及及び指導での活用を図る。

(イ) 高齢労働者の労働災害防止対策の推進

・「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン(エイジフレンドリーガイドライン)」に基づく高齢労働者の安全衛生確保の取組(安全衛生管理体制の確立、職場環境の改善等)を実施する事業場の割合を2027年までに50%以上とする。

・「エイジフレンドリーガイドライン」に基づく高齢労働者の安全衛生確保の取組を推進する。
・高齢者の身体機能の低下に伴う労働災害を防止するため、「高齢労働者に配慮した職場改善マニュアル」の活用に向けた普及啓発を行う。

(ウ) 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進

・母国語に翻訳された教材や視聴覚教材を用いる等外国人労働者に分かりやすい方法で労働災害防止の教育を行っている事業場の割合を2027年までに50%以上とする。

・外国人労働者を雇用する事業場に対して、労働災害防止に関する標識や絵表示等の掲示について周知し、併せて厚生労働省が作成した母国語に翻訳された視聴覚教材や安全衛生教育マニュアルの活用について周知を行う。

(エ) 業種別の労働災害防止対策の推進

・「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン(荷役作業における安全ガイドライン)」に基づく措置を実施する陸上貨物運送事業等の事業場(荷主となる事業場を含む。)の割合を2027年までに45%以上とする。

・陸上貨物運送事業等の事業場(荷主となる事業場を含む)に対して、「荷役作業における安全ガイドライン」を周知し、荷役作業時の墜落・転倒災害の防止対策や荷の運搬中の労働災害防止対策を推進する。

・墜落・転倒災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む建設業の事業場の割合を2027年までに85%以上とする。

・建設工事の設計段階から、施工作業の危険性を低減するため、建設業のリスクアセスメントの普及を促進する。
・「足場からの墜落・転倒災害防止総合対策推進要綱」の普及促進を図る。

・機械による「はさまれ・巻き込まれ」防止対策に取り組む製造業の事業場の割合を2027年までに60%以上とする。

・機械による「はさまれ・巻き込まれ」災害が発生した事業場に対し、原因の究明と機械設備の本質安全化及び防護措置(停止と隔離)について重点的に推進する。
・非正常作業におけるリスクアセスメントの普及促進を図る。

・「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン(伐木等作業の安全ガイドライン)」に基づく措置を実施する林業の事業場の割合を2027年までに50%以上とする。

・立木の伐倒時の措置、かかり木処理時の禁止事項の徹底を図るとともに、下肢を保護する防護衣の着用や木材伐出機械等の安全対策の徹底等を図る。
・「伐木等作業の安全ガイドライン」、「林業の緊急連絡体制設備ガイドライン」等について周知し、ガイドラインに基づく措置が着実に講じられるよう周知する。

(オ) 労働者の健康確保対策の推進

・年次有給休暇の取得率を2025年までに70%以上とする

・年次有給休暇の取得及び長時間労働の抑制について、労働衛生週間及び準備期間を中心に、監督部署と連携の上集中的な広報を実施し、特に、勤務間インターバル制度の導入、働き方改革推進支援助成金、働き方・休み方改善コンサルタントの活用及び企業の好事例・運用マニュアルの周知を図る。

・勤務間インターバル制度を導入している企業の割合を2025年までに15%以上とする。

・労働者の心の健康の保持増進のための指針(メンタルヘルズ指針)に基づく対策の普及促進を図る。
・ストレスチェックの実施、その結果を基にした集団分析及び集団分析を活用した職場環境の改善を促進する。

・メンタルヘルズ対策(50人以上)に取り組む事業場の割合を2027年までに100%を目指す。

・使用する労働者数50人未満の小規模事業場におけるストレスチェック実施の割合を2027年までに50%以上とする。

・メンタルヘルズ対策の取組が進んでいない労働者数50人未満の事業場を中心に、取組に対する支援等を行うため、兵庫産業保健総合支援センターが行うメンタルヘルズ対策支援、研修会・セミナーの活用及び研修ツールや好事例等が掲載されているポータルサイト「こころの耳」の活用について周知する。

・各事業場において必要な産業保健サービスを提供している事業場の割合を2027年までに80%以上とする。

・「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」(昭和63年9月策定・令和4年3月最終改定)に基づき、事業者は、事業場内の産業保健スタッフや医療保険者等の事業場外資源との連携を図り、労働者の健康保持増進に努めるよう周知を図る。

(カ) 化学物質等による健康障害防止対策の推進

・労働安全衛生法第57条及び第57条の2に基づくラベル表示・安全データシート(SDS)の交付の義務対象となっていないが危険性又は有害性が把握されている化学物質について、ラベル表示・SDSの交付を行っている事業場の割合を2025年までにそれぞれ80%以上とする。

・労働安全衛生規則等の改正による「新たな化学物質規制」の円滑な施行に向けて周知・徹底を図る。
・化学物質に関するラベル表示・安全データシート(SDS)交付の徹底と化学物質に係るリスクアセスメントの実施等、「ラベルでアクション」プロジェクトの周知・徹底を図る。
・厚生労働省委託事業を通じた化学物質管理に係る相談窓口、訪問指導、リスクアセスメント実施支援等の周知を図る。
・「化学物質による危険性又は有害性等の調査に関する指針」の周知啓発を図る。

・法第57条の3に基づくリスクアセスメントの実施の義務対象となっていないが危険性又は有害性が把握されている化学物質について、リスクアセスメントを行っている事業場の割合を2025年までに80%以上とするとともに、リスクアセスメント結果に基づいて、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を実施している事業場の割合を2027年までに80%以上とする。

・熱中症災害防止のために暑さ指数を把握し活用している事業場の割合を2023年と比較して2027年までに増加させる。

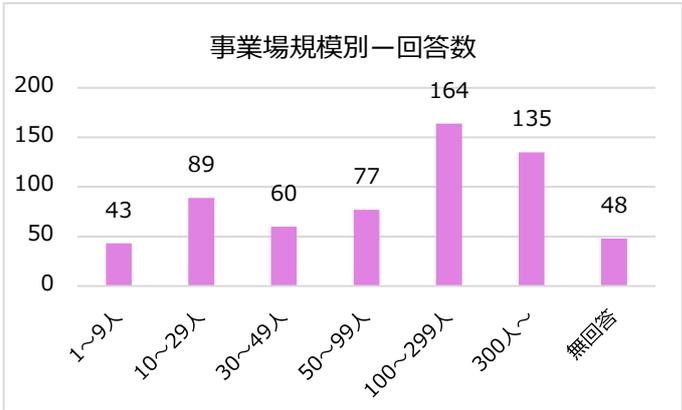
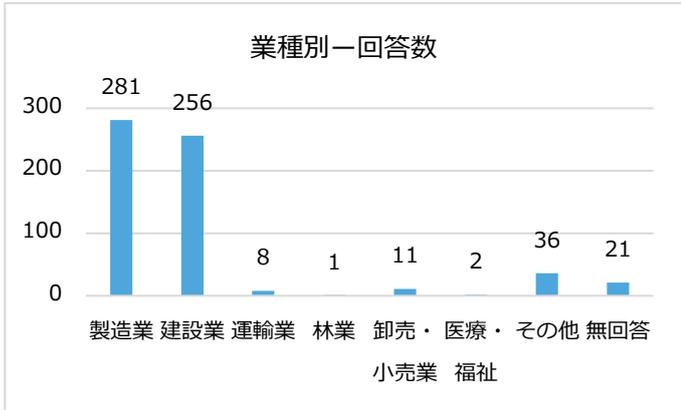
・「職場における熱中症予防基本対策要綱」に基づく措置の徹底を図る。
・JIS規格に適合したWBGT指数計の使用を促進し、WBGT値(暑さ指数)の把握とWBGT値に応じた作業環境管理、作業管理の徹底を図る。

兵庫第14次労働災害防止推進5か年計画期間における安全衛生活動取組状況（令和6年度）

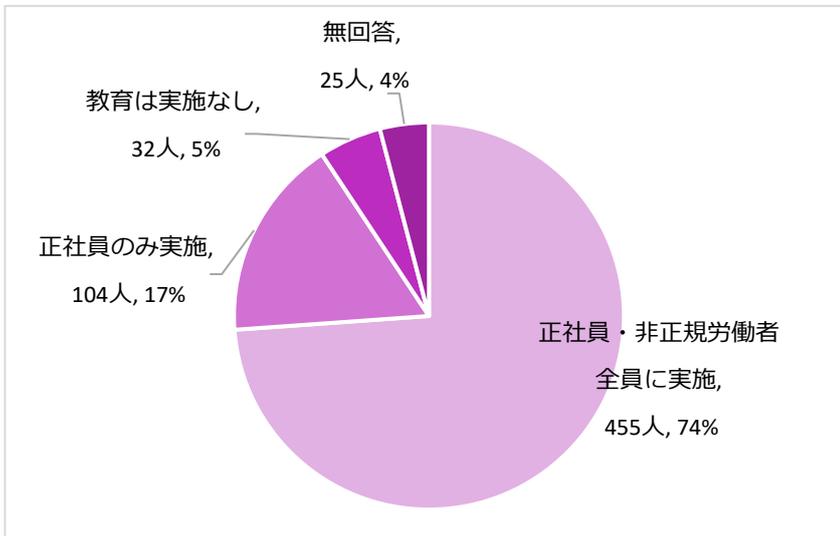
兵庫労働局 労働基準部 安全課・健康課

資料 2—③

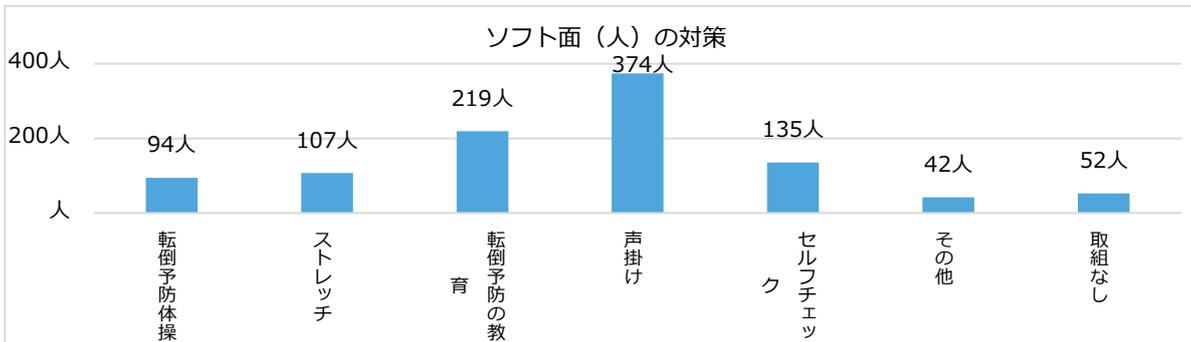
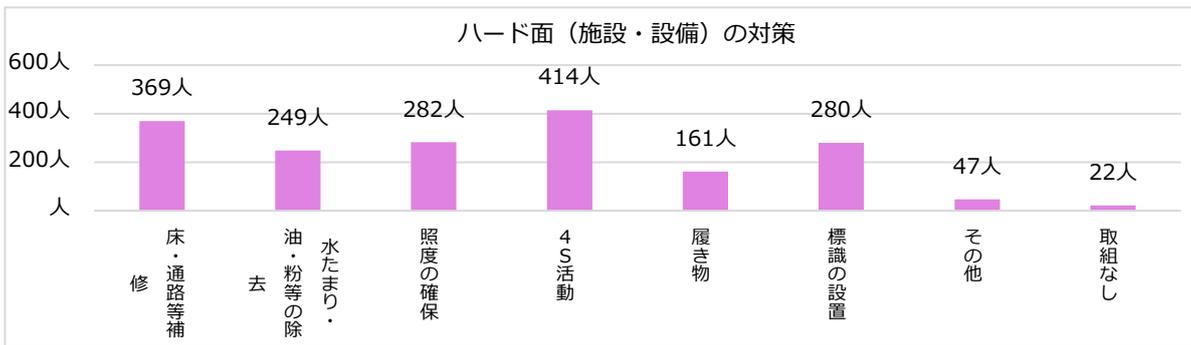
【令和6年度】
【方式】Webアンケート等
【回収数】616件



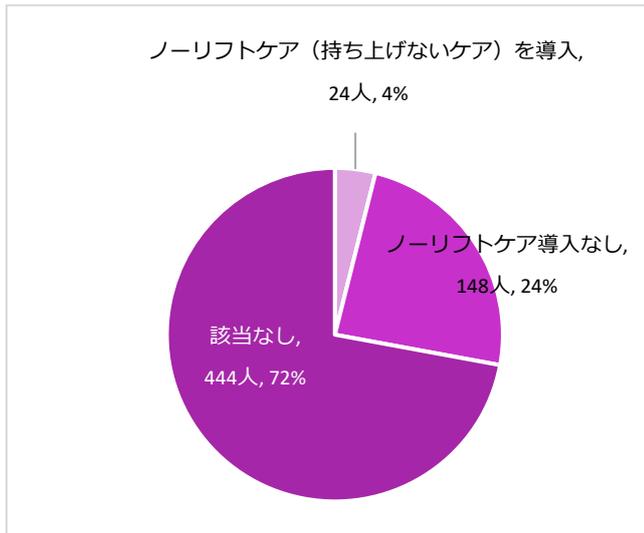
◆ 安全衛生教育実施状況



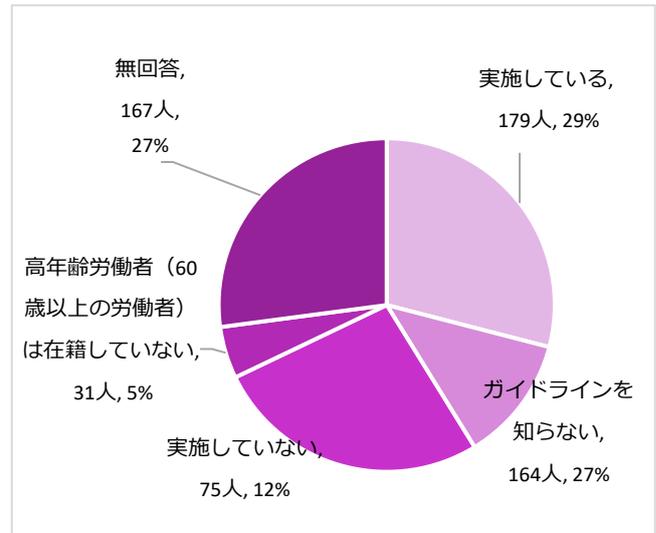
◆ 職場で取り組んでいる転倒災害防止対策の状況



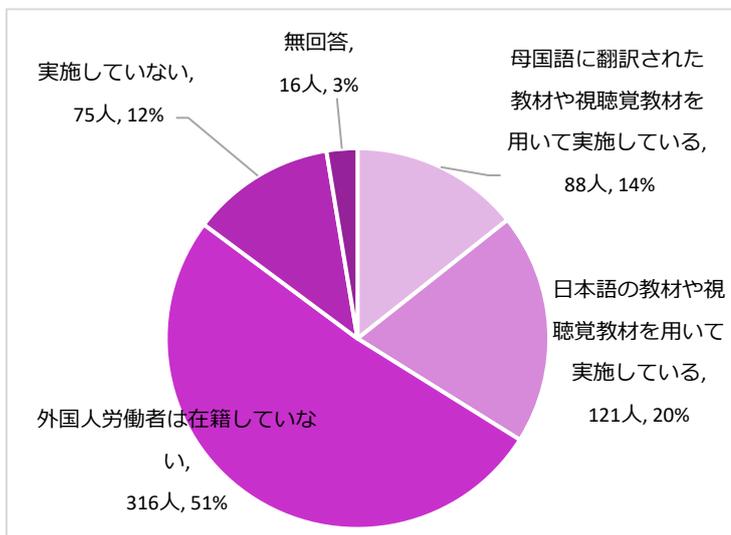
◆ 介護・看護作業での腰痛予防対策の取組状況



◆ 「エイジフレンドリーガイドライン」に基づく高年齢労働者の安全衛生確保の取組



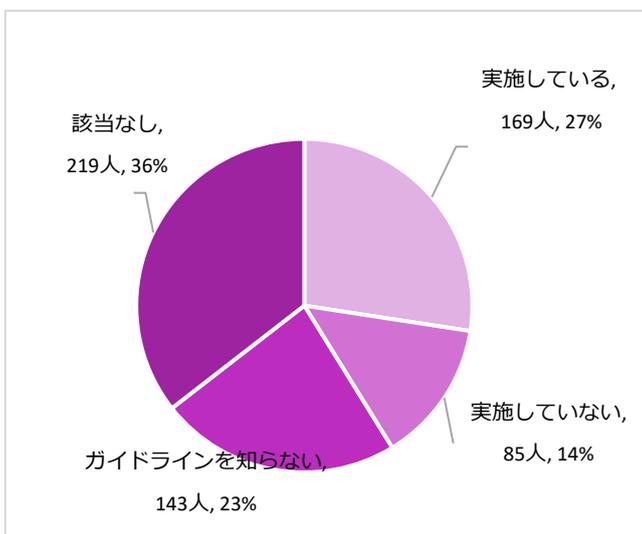
◆ 外国人労働者に対する労働災害防止の安全衛生教育を実施



◆ 業種別の労働災害防止対策の推進

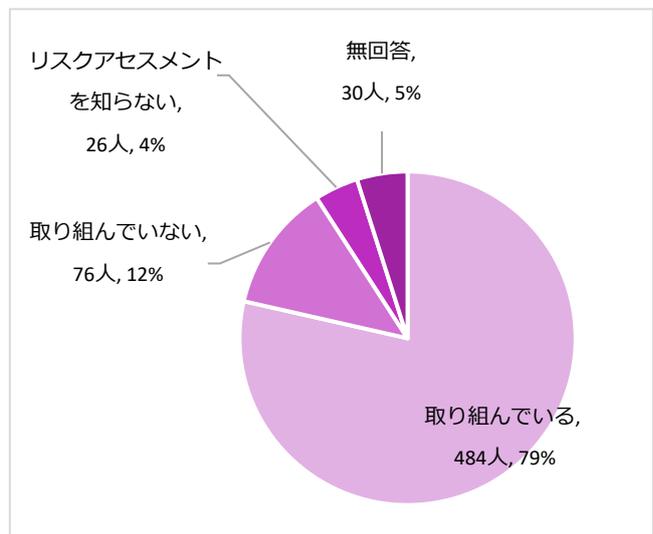
① 陸上貨物運送事業

「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく措置の実施状況



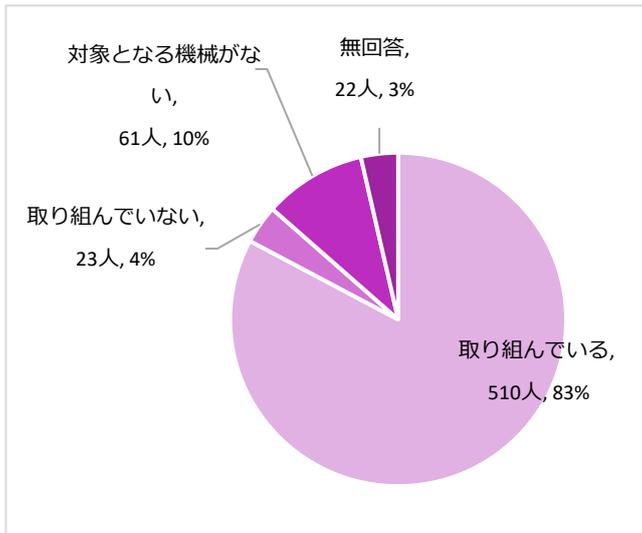
② 建設業

「墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメント」の取組状況



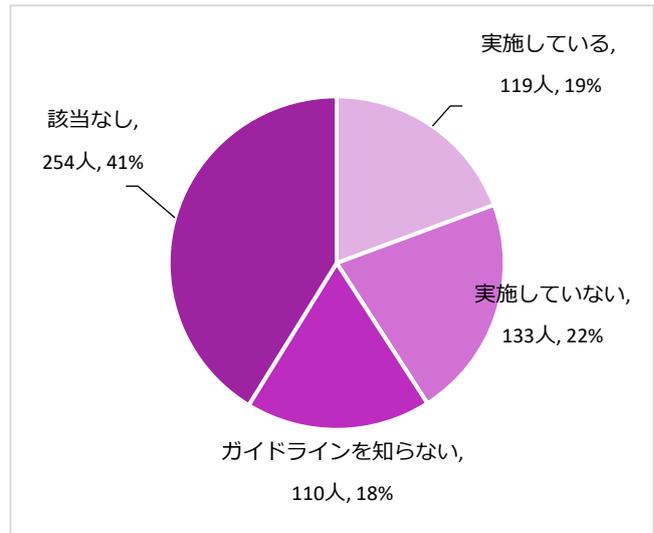
③ 製造業

機械による「はさまれ・巻き込まれ」防止対策に取組状況



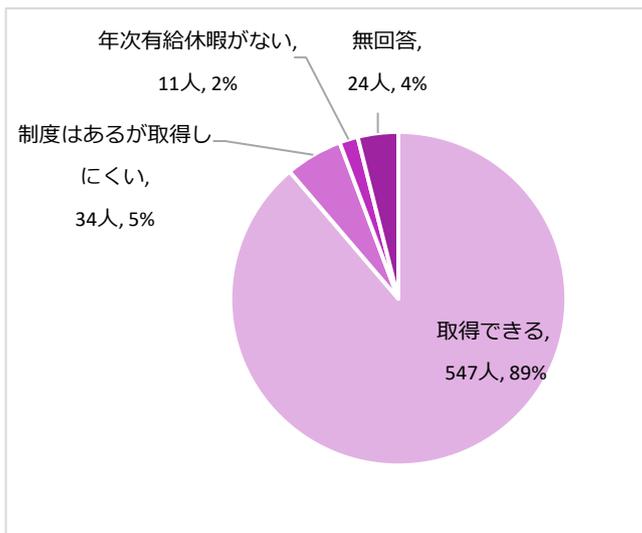
④ 林業

「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」に基づく配置状況

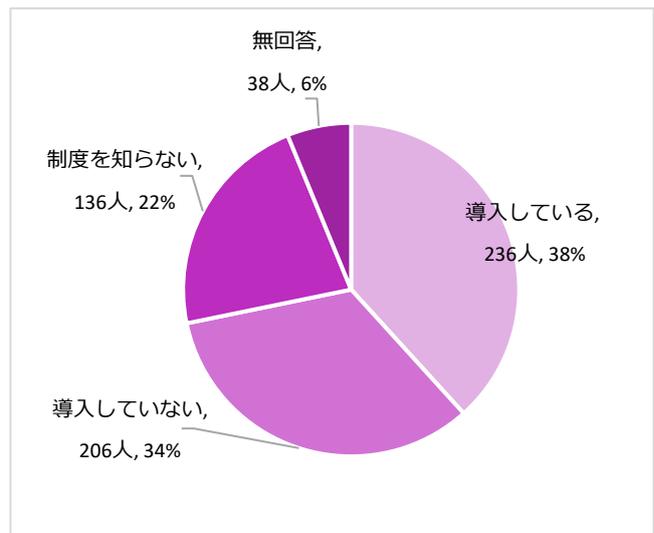


◆ 労働者の健康確保対策の取組状況

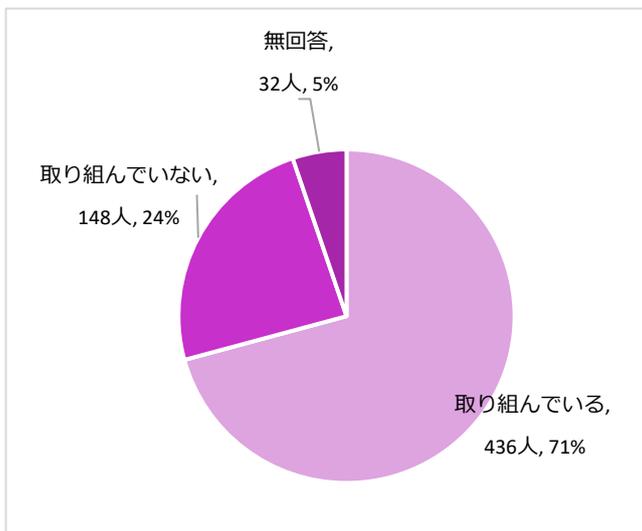
① 年次有給休暇の取得



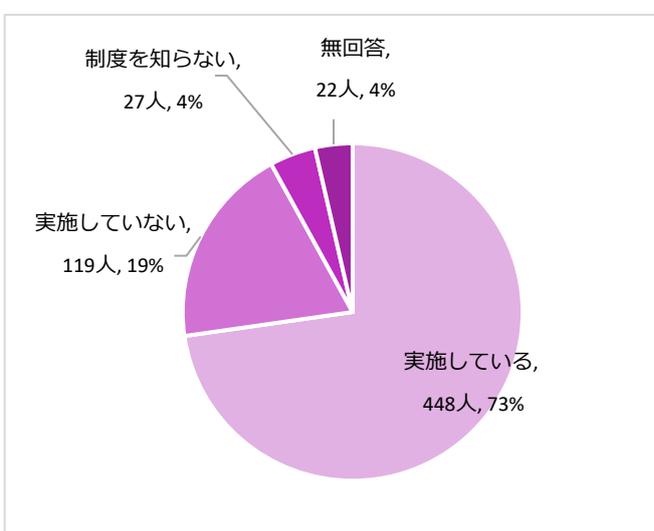
② 勤務間インターバル制度の導入状況



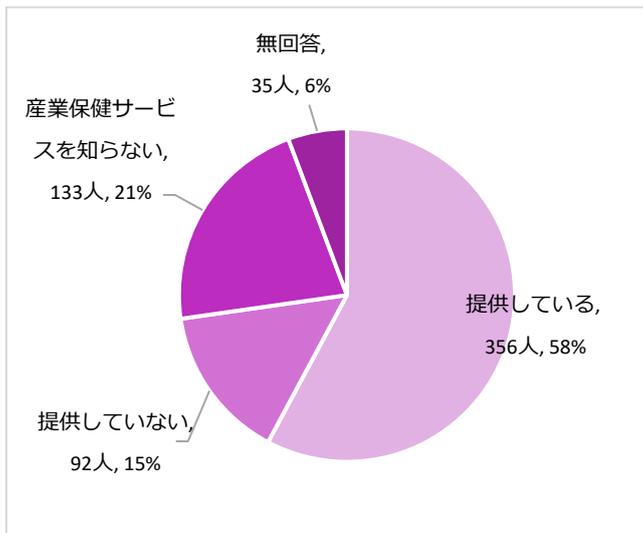
③ メンタルヘルス対策の取組状況



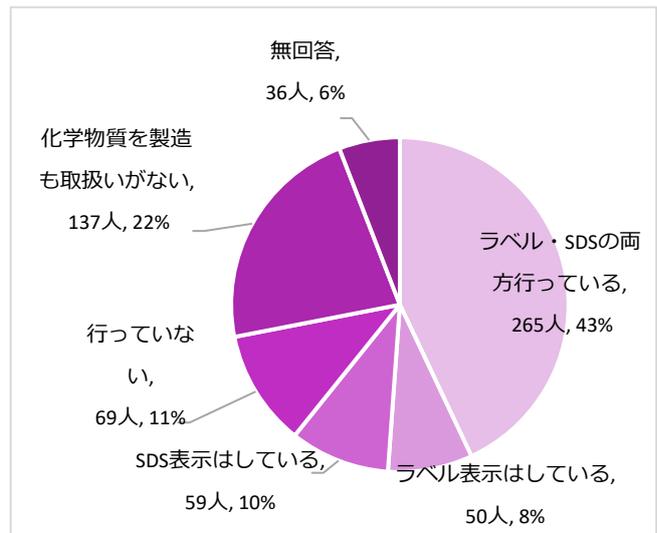
④ ストレスチェックの実施状況



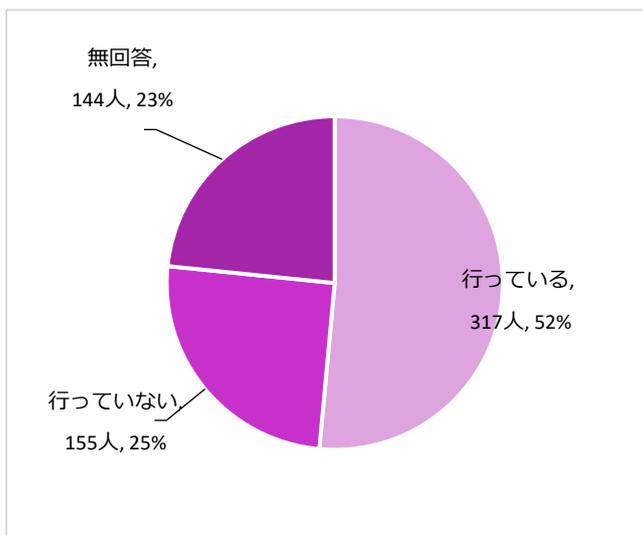
⑤社内が必要とされる産業保健サービスの提供状況



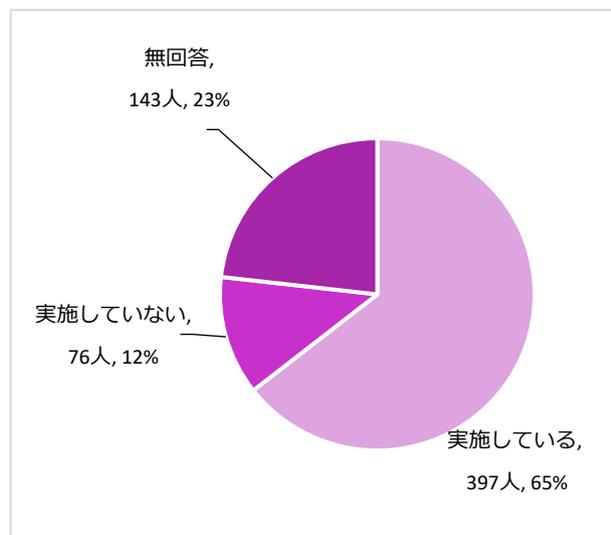
⑥化学物質等（危険性又は有害性が把握されているもの）による健康障害防止対策の取組状況



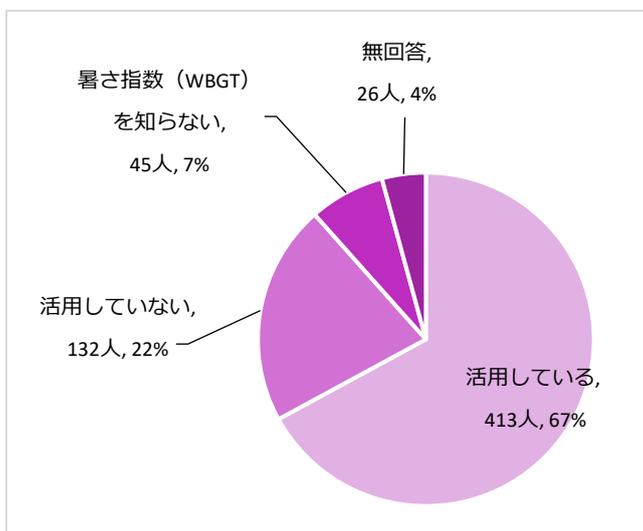
■労働安全衛生法に基づくリスクアセスメントの実施の義務対象でない化学物質について、リスクアセスメントの実施状況



■リスクアセスメント結果に基づく労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置の実施状況



熱中症を防止するために暑さ指数（WBGT）の把握と活用状況



兵庫リスク低減MS運動

令和5年(2023年)から2期目に入りました!

『兵庫リスク低減MS運動』は、働く人の命を脅(おびや)かすような重篤な災害の撲滅と、万一災害が起きても休業を要しない程度の軽微な被害に抑えられる安全・安心な職場環境の実現を目指して、経営トップが安全衛生方針を表明し職場の安全衛生に積極的に関わること、PDCAサイクルによる組織的安全衛生管理の運営を図ること、更にリスクアセスメントを継続的に実施し残されたりリスク(残留リスク)を明確かつ重点的に管理することで、「許容できないリスクがない職場づくり」につなげるための運動であります。

【MS運動取組事業場数の推移】



兵庫県内の多くの事業場がMS運動に取り組んでいます!
「許容できないリスクがない職場づくり」に取り組んでみませんか!



『兵庫リスク低減MS運動(2期)』を展開します!

兵庫MS運動(2期)

検索

https://jsite.mhlw.go.jp/hyogo-roudoukyoku/hour-ei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/ms_un-dou_2.html



- 経営トップは、安全衛生方針を表明しましょう!
(安全衛生方針は、職場の見やす場所に掲示し、働く人に周知しましょう)
- 経営トップの安全衛生方針を表明した「年間安全衛生管理計画」を策定し、PDCAサイクルに取り組みましょう!
- 経営トップは、率先して現場に出向き、安全パトロールや職場内の総点検を実施しましょう!(職場の安全衛生に対する意識を向上させます)
- 安全パトロールや職場の総点検に基づき、リスクアセスメントに取り組み、優先度に応じてリスク低減措置を講じましょう!
- リスクアセスメントを繰り返し行い、残留リスク(措置をしても残るリスク)を小さくしましょう!
- 経営トップは、許容できないリスク(措置をしても残るリスク)が残る作業に働く人を従事させることがないように管理しましょう!

【スローガン】

『残留リスクを見逃さず 達成しようゼロ災害』

【主唱者の実施事項】

経営トップの安全衛生方針表明、P D C Aサイクル管理及び残留リスク管理の取り組みに関する指導を行う。

「安全衛生表彰式」を開催する。

「ゼロ災・リスクアセスメント推進大会」において、「MS運動（2期）」を周知する。

全国安全週間（準備期間を含む。）に実施する労働局長、主唱者幹部等によるパトロールにおいて、「MS運動（2期）」を周知する。

労働災害防止団体等と連携し、「MS運動（2期）」を周知する。

リスクアセスメント（非定常作業を含む）は、「リスクアセスメントの実施支援システム（厚生労働省/職場のあんぜんサイト）」の作業内容等に即したマニュアルを活用し、具体的な実施方法を示すことにより、その実施率を向上させる。また、リスク低減措置後の残留リスク対策の重要性を周知する。

「年間安全衛生管理計画」の作成及び「P D C Aサイクル管理」導入に向けた指導を行う。

製造業、建設業、陸上貨物運送事業、林業に対する集団指導、説明会等により、「MS運動（2期）」を周知する。

第三次産業（社会福祉施設）に対する集団指導、説明会等により、「MS運動（2期）」を周知する。（兵庫県、市町等の各自治体と連携して実施する場合を含む。）

第三次産業（社会福祉施設以外）に対する集団指導、説明会等により、「MS運動（2期）」を周知する。（関係団体等と連携して実施する場合を含む。）

熱中症予防対策に係るパトロール・研修会等において「STOP！熱中症クールワークキャンペーン」と併せて「MS運動（2期）」を周知する。

労働安全衛生マネジメントシステム（平成11年労働省告示第53号、改正令和元年厚生労働省告示第54号。以下「OSHMS」という。）の導入に向けた指導を行う。

「MS運動（2期）」の周知用リーフレット、ポスター、垂れ幕、取組宣言書（様式：協賛団体用、事業場用）を作成し、兵庫労働局のホームページを通じて、情報提供を行う。

【協賛者の実施事項】

会員等の経営トップに対し、安全衛生方針表明、P D C Aサイクル管理及び残留リスク管理の取り組みに関する支援を行う。

協賛者は、「ゼロ災・リスクアセスメント推進大会」を開催し、局署と連携することにより、「MS運動（2期）」の周知を広く展開する。

会員等にリスクアセスメント（非定常作業を含む）の実施を勧奨する。（残留リスク管理を含む。）

会員等にポスター、垂れ幕等の掲示を勧奨する。

会員等に「年間安全衛生管理計画」の作成及び「P D C Aサイクル管理」導入の支援を行う。

会員等にOSHMS、リスクアセスメント研修等を実施する。

協賛者が実施するOSHMS、リスクアセスメント研修等の受講を勧奨する。

会員等に危険箇所の見える化、リスク低減措置の実施を勧奨する。

会員等に安全衛生パトロールの実施を支援する。

会員等の運動取組宣言とOSHMS導入状況の把握を行う。

ストレスチェック制度をはじめとするメンタルヘルス対策、過重労働による健康障害防止対策等（長時間労働の抑制等）の健康管理活動の支援を行う。

【事業者の具体的な取組事項】

経営トップの安全衛生方針表明を行う。

「MS運動（2期）取組宣言」を行い、宣言書を掲示する。

協賛者が開催する「ゼロ災・リスクアセスメント推進大会」に参加することにより、「MS運動（2期）」を展開する。

協賛者が開催するOSHMS又はリスクアセスメントに関する研修等を受講する。

職場の総点検を実施する。

職場の総点検の結果を踏まえ、リスクアセスメント（非定常作業を含む）を行い、「残留リスク管理」を確実に実施する。

死亡、後遺障害又は重篤な疾病をもたらすリスクには、最優先でリスク低減措置を実施する。

経営トップは、残留リスク管理のうち「許容できないリスク」が残る作業に労働者を従事させることがないか確認する。

S D S（安全データシート）通知対象物質を製造し、又は取り扱う業務を有する場合、所定の実施時期に化学物質のリスクアセスメントを実施する。

「年間安全衛生管理計画書」を策定し、計画的に運営することにより、「P D C Aサイクル管理」を定着させる。

「年間安全衛生管理計画書」に、リスクアセスメントの実施及び結果に基づく措置の実施時期を盛り込み、リスクの大きさに応じたリスク低減方策を確実に実施する。

交通労働災害を分析し、地域の交差点の危険マップ・事故発生マップを作成し、安全掲示板等で周知する。

ストレスチェック制度をはじめとするメンタルヘルス対策、過重労働による健康障害防止対策等の健康管理活動（長時間労働の抑制等）を実施する。

安全衛生パトロールを実施する。

ポスター、垂れ幕等を掲示する

「兵庫リスク低減MS運動（2期）実施要綱」

兵庫労働局

1 趣旨

兵庫リスク低減MS運動（以下「MS運動」という。）は、働く人の命を脅（おびや）かすような重篤な災害の撲滅と、万一災害が起きても休業を要しない程度の軽微な被害に抑えられる安全・安心な職場環境の実現を目指して、経営トップが安全衛生方針を表明し職場の安全衛生に積極的に関わること、PDCAサイクルによる組織的安全衛生管理の運営を図ること、更にリスクアセスメントを継続的に実施し残されたリスク（残留リスク）を明確かつ重点的に管理することで、「許容できないリスクがない職場づくり」につなげるための運動である。

労働災害を防止するうえでは、MS運動を通じて、働く人すべてがそれぞれの立場で自主的に安全で健康的な職場環境の形成に努めることで、安全衛生水準の段階的な向上（スパイラルアップ）につながることが重要であり、MS運動に取り組んだことによって、令和5年度を初年度とする「兵庫第14次労働災害防止推進5か年計画（以下「兵庫14次防」という。）」が掲げる労働災害減少目標の達成に至ることが望まれる。

このため、兵庫労働局、労働基準監督署、労働災害防止団体等の関係団体並びに労使等の関係者が連携し、令和5年度から、以下のスローガンの下に、「MS運動（2期）」に取り組んでいくこととする。

2 スローガン

『 残留リスクを見逃さず 達成しようゼロ災害 』

3 実施期間

令和5年度から令和9年度に実施するものとする。（兵庫14次防期間）

4 対象業種、規模等

全業種を対象とし、規模は問わない。

5 目標

(1) 実施期間最終年度における目標（令和9年度）

ア 労働局にあっては、兵庫14次防が掲げる労働災害減少目標を達成すること。

イ 労働基準監督署にあっては、署別第14次労働災害防止計画に掲げた労働災害減少目標を達成すること。

ウ 経営トップの安全衛生方針表明、PDCAサイクル管理及び残留リスク管理に取り組む事業場の割合を80パーセント以上とする。

(2) 各年度における目標（令和5年度から令和8年度）

労働局、労働基準監督署とも、年度当初に掲げる行政目標とした労働災害減少目標を達成すること。

6 主唱者

兵庫労働局及び兵庫県下の労働基準監督署

7 協賛者

兵庫労働災害防止団体等連絡協議会

- ・一般社団法人兵庫労働基準連合会
- ・建設業労働災害防止協会 兵庫県支部
- ・陸上貨物運送事業労働災害防止協会 兵庫県支部
- ・港湾貨物運送事業労働災害防止協会 兵庫県総支部
- ・林業・木材製造業労働災害防止協会 兵庫県支部
- ・一般社団法人日本ボイラ協会 兵庫支部
- ・一般社団法人日本クレーン協会 兵庫支部
- ・公益社団法人建設荷役車両安全技術協会 兵庫県支部

独立行政法人労働者健康安全機構 兵庫産業保健総合支援センター

一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会 兵庫支部

R S Tトレーナー会

8 具体的実施事項

(1) 主唱者の実施事項

- ① 経営トップの安全衛生方針表明、P D C Aサイクル管理及び残留リスク管理の取り組みに関する指導を行う。
- ② 「安全衛生表彰式」を開催する。
- ③ 「ゼロ災・リスクアセスメント推進大会」において、「MS運動（2期）」を周知する。
- ④ 全国安全週間（準備期間を含む。）に実施する労働局長、主唱者幹部等によるパトロールにおいて、「MS運動（2期）」を周知する。
- ⑤ 労働災害防止団体等と連携し、「MS運動（2期）」を周知する。
- ⑥ リスクアセスメント（非定常作業を含む）は、「リスクアセスメントの実施支援システム（厚生労働省／職場のあんぜんサイト）」の作業内容等に即したマニュアルを活用し、具体的な実施方法を示すことにより、その実施率を向上させる。
また、リスク低減措置後の残留リスク対策の重要性を周知する。
- ⑦ 「年間安全衛生管理計画」の作成及び「P D C Aサイクル管理」導入に向けた指導を行う。
- ⑧ 製造業、建設業、陸上貨物運送事業、林業に対する集団指導、説明会等により、「MS運動（2期）」を周知する。
- ⑨ 第三次産業（社会福祉施設）に対する集団指導、説明会等により、「MS運動（2期）」を周知する。（兵庫県、市町等の各自治体と連携して実施する場合を含む。）

- ⑩ 第三次産業（社会福祉施設以外）に対する集団指導、説明会等により、「MS運動（2期）」を周知する。（関係団体等と連携して実施する場合を含む。）
- ⑪ 熱中症予防対策に係るパトロール・研修会等において「STOP！熱中症クールワークキャンペーン」と併せて「MS運動（2期）」を周知する。
- ⑫ 労働安全衛生マネジメントシステム（平成11年労働省告示第53号、改正令和元年厚生労働省告示第54号。以下「OSHMS」という。）の導入に向けた指導を行う。
- ⑬ 「MS運動（2期）」の周知用リーフレット、ポスター、垂れ幕、取組宣言書（様式：協賛団体用、事業場用）を作成し、兵庫労働局のホームページを通じて、情報提供を行う。

(2) 協賛者の実施事項

- ① 会員等の経営トップに対し、安全衛生方針表明、PDCAサイクル管理及び残留リスク管理の取り組みに関する支援を行う。
- ② 協賛者は、「ゼロ災・リスクアセスメント推進大会」を開催し、局署と連携することにより、「MS運動（2期）」の周知を広く展開する。
- ③ 会員等にリスクアセスメント（非定常作業を含む）の実施を勧奨する。（残留リスク管理を含む。）
- ④ 会員等にポスター、垂れ幕等の掲示を勧奨する。
- ⑤ 会員等に「年間安全衛生管理計画」の作成及び「PDCAサイクル管理」導入の支援を行う。
- ⑥ 会員等にOSHMS、リスクアセスメント研修等を実施する。
- ⑦ 協賛者が実施するOSHMS、リスクアセスメント研修等の受講を勧奨する。
- ⑧ 会員等に危険箇所の見える化、リスク低減措置の実施を勧奨する。
- ⑨ 会員等に安全衛生パトロールの実施を支援する。
- ⑩ 会員等の運動取組宣言とOSHMS導入状況の把握を行う。
- ⑪ ストレスチェック制度をはじめとするメンタルヘルス対策、過重労働による健康障害防止対策等（長時間労働の抑制等）の健康管理活動の支援を行う。

(3) 事業者の具体的な取組事項

- ① 経営トップの安全衛生方針表明を行う。
- ② 「MS運動（2期）取組宣言」を行い、宣言書を掲示する。
- ③ 協賛者が開催する「ゼロ災・リスクアセスメント推進大会」に参加することにより、「MS運動（2期）」を展開する。
- ④ 協賛者が開催するOSHMS又はリスクアセスメントに関する研修等を受講する。

- ⑤ 職場の総点検を実施する。
- ⑥ 職場の総点検の結果を踏まえ、リスクアセスメント（非定常作業を含む）を行い、「残留リスク管理」を確実に実施する。
- ⑦ 死亡、後遺障害又は重篤な疾病をもたらすリスクには、最優先でリスク低減措置を実施する。
- ⑧ 経営トップは、残留リスク管理のうち「許容できないリスク」が残る作業に労働者を従事させることがないか確認する。
- ⑨ SDS（安全データシート）通知対象物質を製造し、又は取り扱う業務を有する場合、所定の実施時期に化学物質のリスクアセスメントを実施する。
- ⑩ 「年間安全衛生管理計画書」を策定し、計画的に運営することにより、「PDCAサイクル管理」を定着させる。
- ⑪ 「年間安全衛生管理計画書」に、リスクアセスメントの実施及び結果に基づく措置の実施時期を盛り込み、リスクの大きさに応じたリスク低減方策を確実に実施する。
- ⑫ 交通労働災害を分析し、地域の交差点の危険マップ・事故発生マップを作成し、安全掲示板等で周知する。
- ⑬ ストレスチェック制度をはじめとするメンタルヘルス対策、過重労働による健康障害防止対策等の健康管理活動（長時間外労働の抑制等）を実施する。
- ⑭ 安全衛生パトロールを実施する。
- ⑮ ポスター、垂れ幕等を掲示する。

1 兵庫第14次労働災害防止推進5か年計画期間の推進状況

製造業

14次防兵庫

- ・アウトプット指標 ※取り組むべき事項

→機械による「はさまれ巻き込まれ」防止対策に取り組み製造業の事業場の割合を2027年までに60%以上とする。

- ・取り組む事業場の割合：令和5年69%、令和6年83%

・製造業の死傷者数：令和5年1,140（うち、はさまれ巻き込まれ：287）人、令和6年1,059（同：260）人

※機械によらない「はさまれ・巻き込まれ」災害の数も含む

- ・アウトカム指標 ※期待される結果

→製造業における機械による「はさまれ・巻き込まれ」の死傷者数を2022年（267人）と比較して2027年までに5%以上減少（253人）させる。

- ・2022年：214人、令和5年197人、令和6年202人

※製造業の「はさまれ・巻き込まれ」災害のうち、機械によるもの



製造業の労働災害防止について

兵庫第14次労働災害防止推進5か年計画期間の推進状況

計画の目標

死亡災害：対R4年比15%以上減少 死傷災害：対R4年比5%以上減少

※新型コロナウイルス感染症へのり患による労働災害を除いたもの。

※ R7年は12月末現在の数字である。

※ 出典：労働者死傷病報告

製造業のアウトプット指標

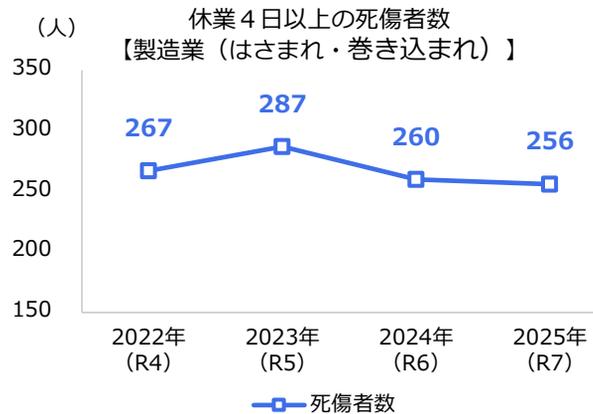
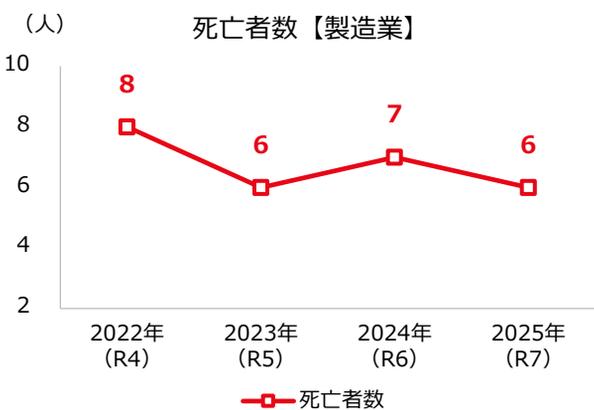
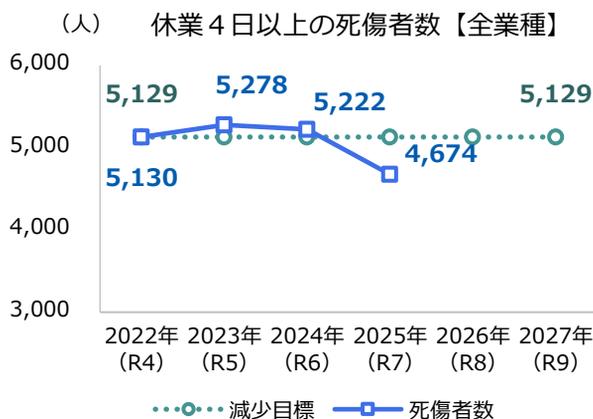
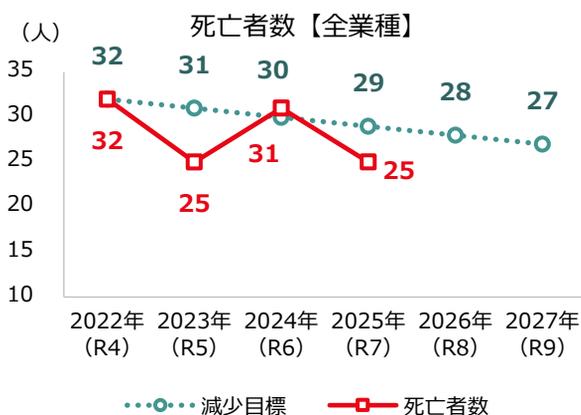
(事業場が実施する事項)

・機械による「はさまれ・巻き込まれ」防止対策に取り組む製造業の事業場の割合を2027年までに60%以上とする。

製造業のアウトカム指標

(アウトプット指標を達成時に期待される結果)

・製造業における機械による「はさまれ・巻き込まれ」の死傷者数を2022年と比較して2027年までに5%以上減少させる。



建設業の労働災害防止について

兵庫第14次労働災害防止推進5か年計画における業種別の労働災害防止対策の推進
(建設業対策)

建設業のアウトプット指標

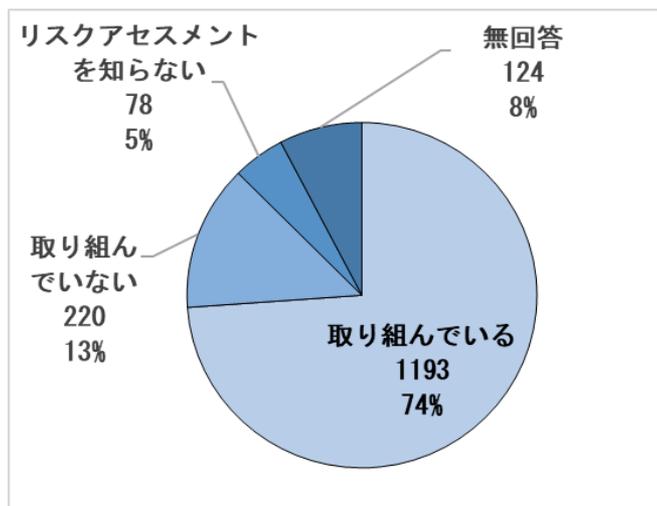
(事業場における取組内容)

・墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む建設業の事業場の割合を2027年までに85%以上とする。

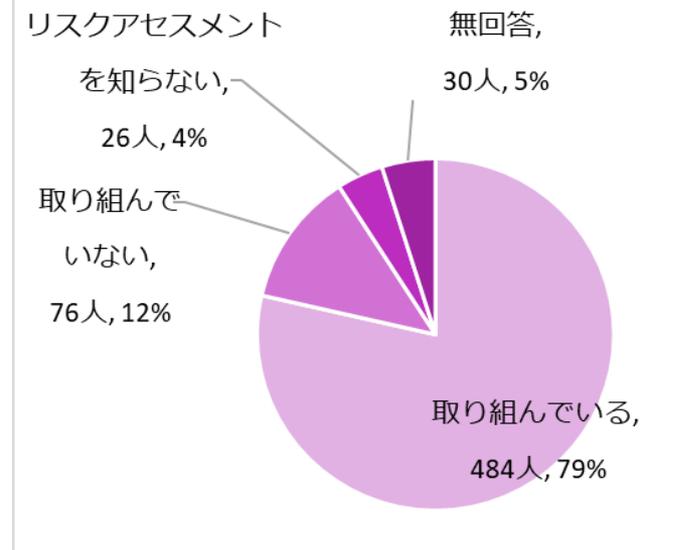
「墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメント」の取組状況

(※14次防にかかるアンケート調査結果より抜粋)

令和5年度調査結果



令和6年度調査結果



建設業のアウトカム指標

(アウトプット指標を達成時に期待される結果)

- ・建設業における死亡者数を2022年と比較して2027年までに15%以上減少させる。(8人 ⇒ 6人)

建設業における労働災害発生状況

・死亡災害

令和4年以降、減少が見られないが、令和7年は12月末時点で5人と前年同期より4人減少している。

・死亡災害（墜落転落災害による）

令和6年は墜落災害による死亡災害が多発したが、令和7年は12月末時点で1人と前年同期より3人減少している。

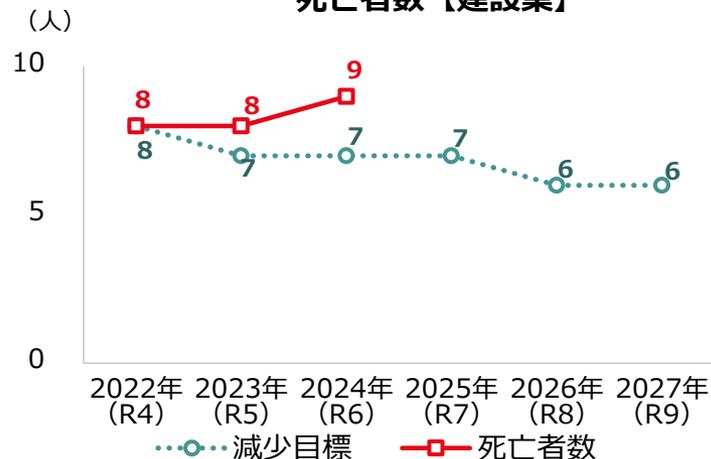
・死傷災害（休業4日以上）

令和4年以降減少しているが、令和7年は12月末時点で、369人と前年同期より20人増加している。

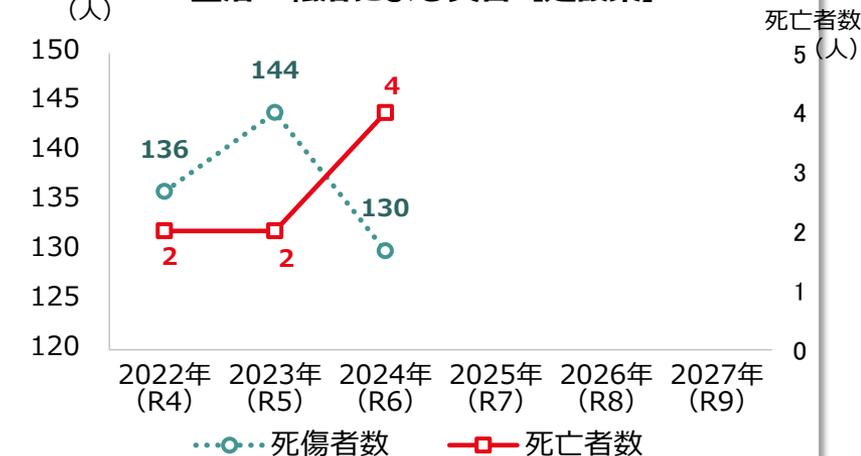
・死傷災害（墜落転落災害による）

令和5年は前年より増加したが令和6年は減少した。
令和7年は12月末時点で132人と前年同期より19人増加している。

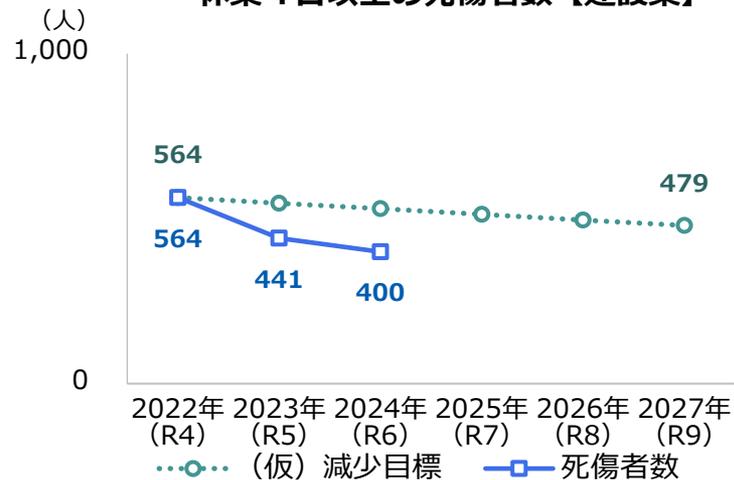
死亡者数【建設業】



墜落・転落による災害【建設業】



休業4日以上の死傷者数【建設業】



建設業 △ 労働災害防止 強化月間

令和 7 年

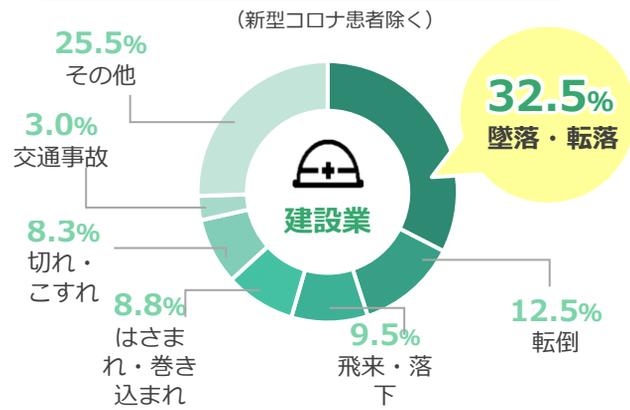
7/1(火) ▶ 31(木)

建設業における労働災害を防止するため、7月を建設業労働災害防止強化月間と定め、統括安全衛生管理の徹底、法令に則した発注・施工、熱中症予防対策及びリスクアセスメントの確実な実施、足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱の普及促進等、事業者・関係者が一丸となって県下全域で集中的かつ効果的な労働災害防止活動の推進を図ることとし、実施期間中の死亡災害ゼロを目指します！

建設業における死亡者数と死傷者数の推移



令和 6 年事故の型別死傷災害発生状況



重点事項

- 墜落・転落災害の防止
- 墜落制止器具の適切な使用促進
- 熱中症の予防
- 重機等災害の防止
- 土砂崩壊災害の防止
- 解体工事における労働災害の防止
- 高齢者・外国人の災害防止
- 一人親方等の安全確保
- 転倒災害・腰痛等の行動災害防止
- 復旧、復興工事での災害防止
- 現場における火災防止
- 交通労働災害の防止
- 職長・安全衛生責任者の職務の励行
- 石綿、化学物質による健康障害防止



「兵庫第14次労働災害防止推進5か年計画」

2023年4月（令和5年度）より「兵庫第14次労働災害防止推進5か年計画」がスタートしました。

労働災害防止及び働く人の健康保持増進を推進していきます。



「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」

本年も5月1日から9月30日までの期間は「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」を展開しています。



「令和7年建設業労働災害防止強化月間実施要綱」実施事項（概要）

主唱者

- ① 関係団体、事業者、局署によるパトロール
- ② 建設工事現場に対する集中的な監督・個別指導
- ③ 足場からの墜落防止措置の周知と履行確保
- ④ 推進要綱（墜落・転落関係）に基づく対策の周知
- ⑤ 対策要綱（熱中症関係）に基づく対策の周知
- ⑥ 建設工事関係者連絡会議の開催
- ⑦ 発注機関等への実施要綱の取組要請
- ⑧ 建設職人基本法及び基本計画の周知
- ⑨ 集団指導の実施
- ⑩ 石綿最高裁判決を踏まえた法改正の周知
- ⑪ 要綱の周知、広報誌等による広報活動等

発注者（要請事項）

- ① 現場担当職員に対する教育・研修の実施
- ② 工事計画段階における安全衛生事前審査の徹底
- ③ 発注条件の適正化、工期の平準化や弾力化等
- ④ パトロール、協議会の設置と安全活動の推進
- ⑤ 入札参加指名時における安全成績の優良な業者の選定及び自主的活動を評価する仕組導入

工事实施者（建設店社及び建設工事現場）

- ① 経営首脳による強化月間の目標の設定、現場パトロール等、安全衛生管理活動の推進
- ② 元方事業者による統括安全衛生管理と関係請負人に対する指導の徹底
- ③ リスクアセスメントの実施に基づく、安全衛生計画の作成・実施
- ④ 建設業労働安全衛生マネジメントシステムに基づく、計画・実施・評価・改善の取組



⑤ 墜落・転落災害の防止

- ・適正な足場等の設置
- ・ロープ高所作業の危険防止措置
- ・推進要綱に基づく対策
- ・手すり先行工法等、より安全な措置
- ・幅1メートル以上の箇所における本足場の設置
- ・フルハーネス型墜落制止用器具の使用の推進
- ・足場組立作業主任者の職務励行
- ・足場設置が困難な場合の墜落制止用器具取付設備の設置
- ・はしご等からの墜落防止対策



⑩ 高齢労働者の災害防止

- ・高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドラインに基づく対策

⑪ 外国人労働者の災害防止

- ・外国人労働者に配慮した安全衛生教育の実施、現場内の掲示等

⑫ 一人親方等の安全確保

- ・安全衛生に関する措置を統一的に実施
- ・労災保険の特別加入制度への加入勧奨

⑬ その他の安全対策

- ・転倒の態様に応じた具体的な防止対策
- ・木造家屋建築工事における安全衛生管理体制の整備
- ・伐木等作業に係るガイドラインに基づく対策
- ・復旧、復興工事での災害防止対策
- ・火災防止対策
- ・ずい道工事に係る各ガイドラインに基づく対策
- ・交通労働災害防止対策
- ・荷役ガイドラインに基づく取組
- ・職長、安全衛生責任者教育の実施



⑥ 熱中症の予防対策

- ・熱中症にかかる改正労働安全衛生規則の適切な実施
- ・熱中症予防基本対策要綱に基づく対策
- ・健康状態の確認、教育の実施、暑熱順化への対応

⑦ 重機等災害の防止

- ・有資格者の配置 ・作業計画の作成
- ・路肩の崩壊防止、幅員の確保、誘導者の配置
- ・作業半径内の立入禁止措置

⑧ 土砂崩壊災害の防止

- ・土止め先行工法の採用と普及

⑨ 解体工事での災害防止

- ・作業計画の作成 ・上下作業の禁止
- ・合図の統一 ・保護具の適正使用

⑭ 石綿及び化学物質による健康障害防止対策

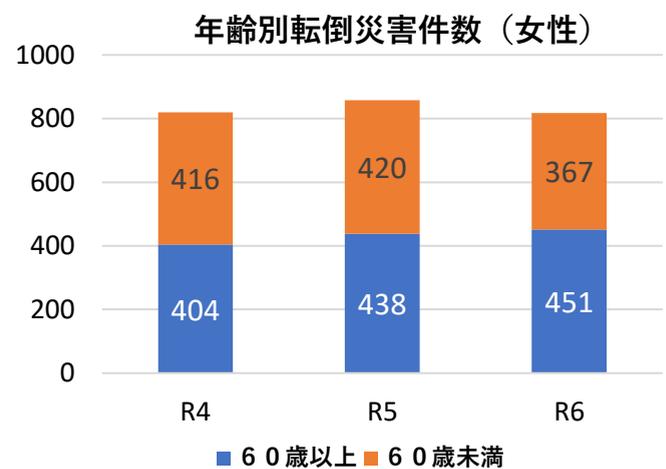
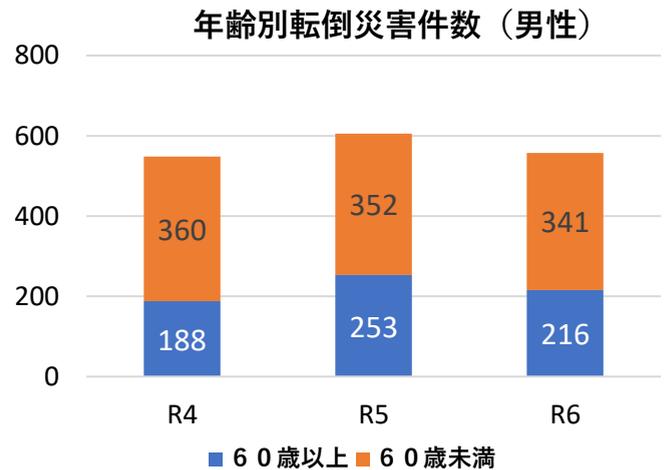
- ・改正石綿則に基づく石綿ばく露防止対策
- ・ベンジルアルコール等を含有する剥離剤を使用した塗料の剥離作業における災害防止
- ・溶接ヒュームに係る改正特化則に基づく対策
- ・第10次粉じん総合対策に基づく対策

兵庫第14次労働災害防止推進5か年計画 転倒災害発生状況

兵庫労働局

(1) 転倒による男女別年代別発生状況

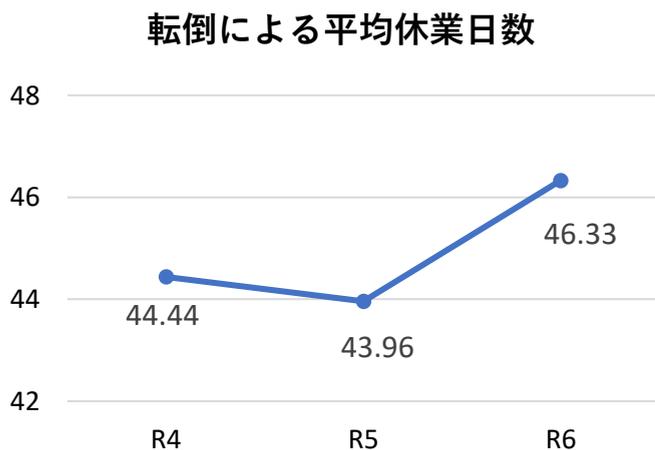
	令和4年	令和5年	令和6年
男10歳代	10	7	4
男20歳代	44	34	31
男30歳代	63	49	48
男40歳代	101	112	102
男50歳代	142	150	156
男60歳代	131	167	134
男70歳代	51	73	73
男80歳以上	6	13	9
男合計	548	605	557
女10歳代	5	3	2
女20歳代	30	34	27
女30歳代	33	36	31
女40歳代	90	80	60
女50歳代	258	267	247
女60歳代	272	305	304
女70歳代	124	127	134
女80歳以上	8	6	13
女合計	820	858	818
総合計	1,368	1,463	1,375



(2) 転倒による平均休業見込日数

	令和4年	令和5年	令和6年
転倒による平均休業見込日数（死亡を除く）	44.44	43.96	46.33

※ 労働者死傷病報告による



転倒災害は、基準年である令和4年は1,368件発生、令和5年は1,463件、令和6年は1,375件と増減を繰り返している。

男女別年齢別では、男性は30歳未満では、減少しているものの、40歳以上では、増加傾向となっている。60歳以上では、令和4年は188件の発生、令和5年は253件、令和6年は216件とそれぞれ令和4年比34.6%増、14.9%増となった。女性は60歳未満では、令和4年は416件、令和5年は420件と増加したが、令和6年は367件と令和4年比で11.8%減少した。60歳以上では増加傾向となっており、令和4年は404件の発生、令和5年は438件、令和6年は451件とそれぞれ令和4年比8.4%増、11.6%増となった。

転倒災害による平均休業見込み日数(死亡災害を除く)は、令和4年は44.44日であり、令和5年は43.96日と令和4年より0.48日減少したが、令和6年は46.33日と令和4年より1.89日増加した。



転倒災害は 労働災害です



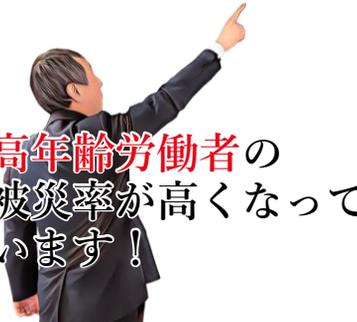
転倒災害は兵庫県で
最も多い災害です！




6割を超える方が
1か月以上休業して
います！




高齢労働者の
被災率が高くなって
います！



転倒予防

あなた

あなたの転倒予防はどこから？
転ばない知恵と工夫を出しあって、
あなたも職場の仲間もケガ
しないよう転倒予防活動に参加
しましょう。

1 安全の第一歩

4 S
(整理・整頓・
清掃・清潔) ヨシ!



4 Sは安全確保の基本です。ムダ
を省き、キレイを維持すると異常に
も気が付きやすくなります。

2 あなたの靴なら 転倒しない？



有効な靴を履くと、つま先が上がり
やすく、すり足しにくくなるなど、
あなたの動きも変わります。

3 見える化には目に 飛び込んでくる工夫を



人は問題が目に飛び込んでくれ
ば行動を起こします。
わかりやすいモノを見やすい場
所に表示しましょう！

4 「# 転倒災害は労働災害です」をつけて ひろめよう転倒予防

※ 投稿・閲覧イメージ動画を配信しています。



転倒災害は労働災害です 検索

SNSで好事例やヒヤリハットを発信し、
転倒予防の情報を共有しませんか。
あなたの発信が、たぶん誰かの為に
なります。



5 高年齢になると脚力 から衰えます。

エイジフレンドリー
ガイドラインを見て
できることやりまっせ。



意思と体の動きにギャップを感じ
たことはありませんか。
ガイドラインには、労働者が取り
組む事項も定めています。

6 ヒヤリハットを 事故の予防に！



あなたがヒヤリとしたことは、
他の人も感じたことがあるはず。
誰かがケガをする前に、対策を
打っておきましょう。

7 SAFEアワード受賞事例 (労働災害防止等の取組)



安全な職場づくり部門



企業等関係業務部門



エイジフレンドリー部門



「SAFEコンソーシアム」のポータル
サイトにおいて、転倒災害を含
めた労働災害防止活動の「見える
化」の受賞事例を掲載しています。

● お問い合わせ先

厚生労働省 兵庫労働局
安全課 TEL : 078-367-9152



ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare



小売業の労働災害防止に向けて

兵庫SAFE協議会「小売業」の取組

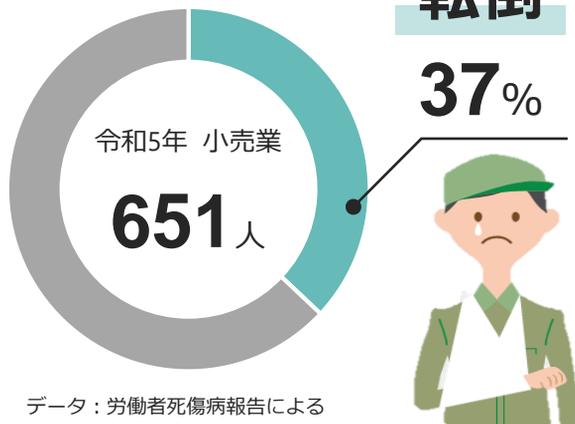


兵庫SAFE協議会「小売業」について

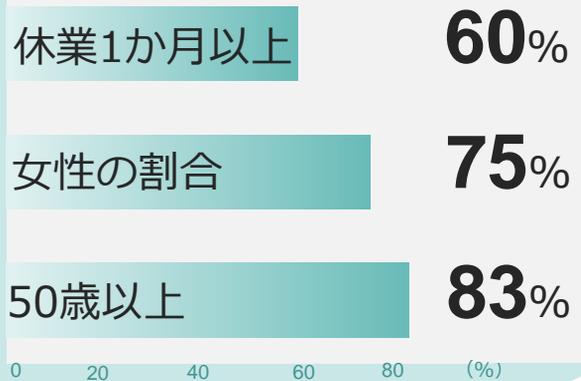
兵庫SAFE協議会「小売業」は、地域社会と一体となって小売業全体の労働災害を防止するため、兵庫県内の小売業の主要な法人・企業や、地方公共団体、関係団体等で構成し、運営しています。



兵庫県内の小売業における労働災害発生状況



転倒災害の内訳



転倒災害は労働災害全体の **25%**
(休業4日以上の労働災害)

転倒が一番多い労災です！！



整理・整頓



清掃



手すりの設置



滑りにくい靴の着用



危険箇所の見える化



運動習慣

兵庫SAFE協議会構成員の取組事例

01 食品スーパー

整理・整頓

危険箇所の見える化



写真①



写真②



写真③

通路等に不要なものが散乱していたり、床面には段差があるなど、転倒災害が多く発生していた。そのため、通路等から不要なものを撤去し（写真①）、床面の段差でのつまずきや階段での踏みはずしによる労働災害を防止するため、危険箇所にトラテープを貼付するなど（写真②、③）、注意喚起を図った。

02 衣料品小売店

安全教育環境の強化

安全教育の徹底



写真①



写真②

本部に店舗と同じ職場環境を再現したシミュレーション店舗を設け（写真①）、そこで新入社員等に対して店舗と同じ什器や道具などを使用して安全管理マニュアルによるOJTを実施することで（写真②）労働災害の防止を徹底している。

03 百貨店

整理・整頓

安全通路の確保

レストランフロアにおいて食材などを運搬する際に使用する台車をバックヤードで保管していたが、横置きで保管するとスペースを取り、立てかけると崩れることがあった。そのため、縦置きできる保管場所を確保・整理し、台車によるつまずき等の労働災害の防止を徹底している。



お問い合わせ先

事務局：兵庫労働局 労働基準部 安全課

〒650-0044

兵庫県神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号 神戸クリスタルタワー16階

TEL：078-367-9152



第三次産業の労働災害
防止対策情報はこちら



介護施設の労働災害防止に向けて

兵庫SAFE協議会「介護施設」の取組



兵庫SAFE協議会「介護施設」について

兵庫SAFE協議会「介護施設」は、地域社会と一体となって介護施設の労働災害を防止するため、兵庫県内の介護施設の主要な法人・企業や、地方公共団体、関係団体等で構成し、運営しています。



兵庫県内の社会福祉施設における労働災害発生状況



データ：労働者死傷病報告による

転倒予防対策・腰痛予防対策を徹底しましょう！！

転倒予防



Check !!

- 通路の水などの拭き取り
- 整理整頓の徹底
- 段差の解消・見える化



腰痛予防



Check !!

- ノーリフトケア
- 介護機器等の導入
- 作業姿勢の見直し



兵庫SAFE協議会構成員の取組事例



事例1 移乗設備の導入による腰への負担軽減

すべての利用者をトイレ移乗していたが、立位が取れない利用者を抱えることができる職員が限定され、介助ができないことが増えていた。

移乗設備を導入したことで2名体制で行っていたトイレ移乗が力のない1名の職員でも行えるようになり、さらに、介助時の腰への負担が軽減されるため安全に介助が行えるようになった。

事例2 入浴機器の導入による腰への負担軽減

コロナ禍での対応や人手不足などにより職員の業務負担が大きくなり、職員の業務の効率化・負担軽減を図る必要があった。

入浴機器を導入したことで1回の入浴あたり5分～10分の時間削減につながっただけでなく、洗身時のしゃがむ動作などが減ることで腰への負担が大きく軽減され、介助する職員の腰痛予防にもつながった。



事例3 移乗設備の導入による体の負担軽減

高齢の職員が多く、職員採用もなかなか難しい環境のため、現在の職員が長く働ける環境、効率のよい体制作りを行う必要があった。

移乗設備を導入したことで2名体制で行っていた移乗が1名で行えるだけでなく、介助する職員の体の負担の軽減や、技術不足をフォローすることが可能となった。

関連動画



職場における腰痛予防対策
(厚生労働省)



【社会福祉施設】 毎日3分で行える
転びにくい体をつくる職場エクササイズ
(厚生労働省)



ひょうご介護テクノロジー導入・生産性向上支援センターのご案内

介護サービスの質の向上・働きやすい職場づくりを支援するワンストップ窓口です。最先端の介護テクノロジー導入をはじめとした総合的な支援を行っています。お気軽にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

〒651-2181 神戸市西区曙町1070

兵庫県立福祉のまちづくり研究所1階 福祉用具展示ホール内

<https://hyogo-kaigotech.jp/>

Mail: contact@hyogo-kaigotech.jp



お問い合わせ先

事務局：兵庫労働局 労働基準部 安全課

〒650-0044

兵庫県神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号 神戸クリスタルタワー16階

TEL: 078-367-9152



第三次産業の労働災害
防止対策情報はこちら



小売業



で働く皆さまへ

今すぐできる転倒防止対策4つのポイント

Seiri
整理

Seiton
整頓

Seiketsu
清潔

Seisou
清掃



4S活動を実践しましょう

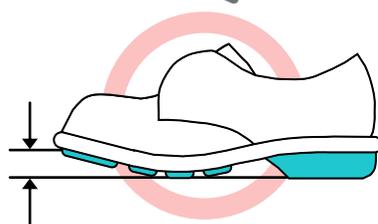


階段では足元に
注意しましょう



慌てず、走らず
余裕を持って行動しましょう

つま先防止にはある程度の
つま先の高さが必要です



つまずかない・滑らない
靴を履きましょう

転倒災害防止 チェックシート

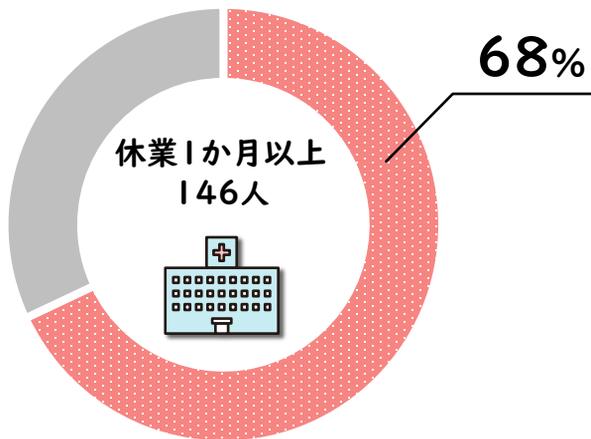
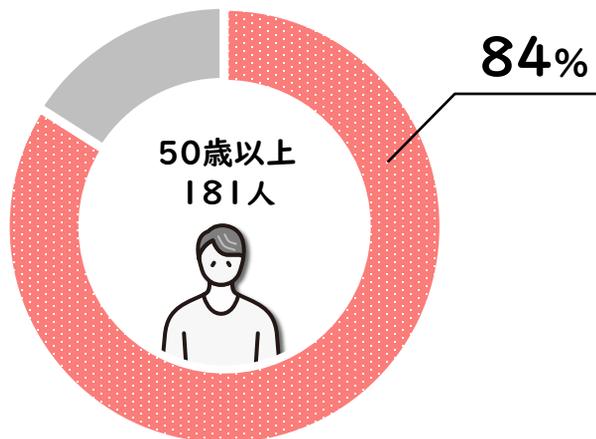
- 床に水や油がこぼれていませんか？
- 通路や階段に、物が置かれていませんか？
- 慌てて走っていませんか？
- つまずきにくい、滑りにくい靴を履いていますか？



50歳以上の**転倒災害**が増えています!!

兵庫県内の『小売業』の労働災害発生件数は636人です。

 **うち転倒216人** 



(令和6年労働者死傷病報告により)

● お問い合わせ先

SAFE協議会事務局

 厚生労働省 **兵庫労働局**

安全課 TEL:078-367-9152



● 転倒災害の防止

ひと、くらし、みらいのために
 **厚生労働省**
Ministry of Health, Labour and Welfare



秋の交通労働災害防止運動実施要綱

1 趣 旨

本運動は、秋の全国交通安全運動期間を含む9月を実施期間とし、事業者はもとより、行政、業種別労働災害防止団体、業界団体など関係者が一丸となって、交通労働災害による死亡者ゼロを目指して、県下全域での集中的かつ効果的な交通労働災害防止活動を推進することを目的とし、平成18年から実施しています。

兵庫県内の交通労働災害による死亡者数は、増減を繰り返しながら長期的には減少傾向を示し、この10年余においては死亡者数全体の約2割を占める状況で推移しています。令和6年は、6人の労働者が亡くなっています（前年比1人増）。

また、令和7年10月末現在における交通労働災害による死亡者数については4人であり、未だ死亡災害が発生していることから、引き続き今年度も取組を推進するとともに、それぞれの職場で交通労働災害防止活動の徹底を図ることとします。

2 重点的に取り組んでいる事項

ア 全業種共通事項

(ア)「交通労働災害防止のためのガイドライン」に基づく対策の徹底

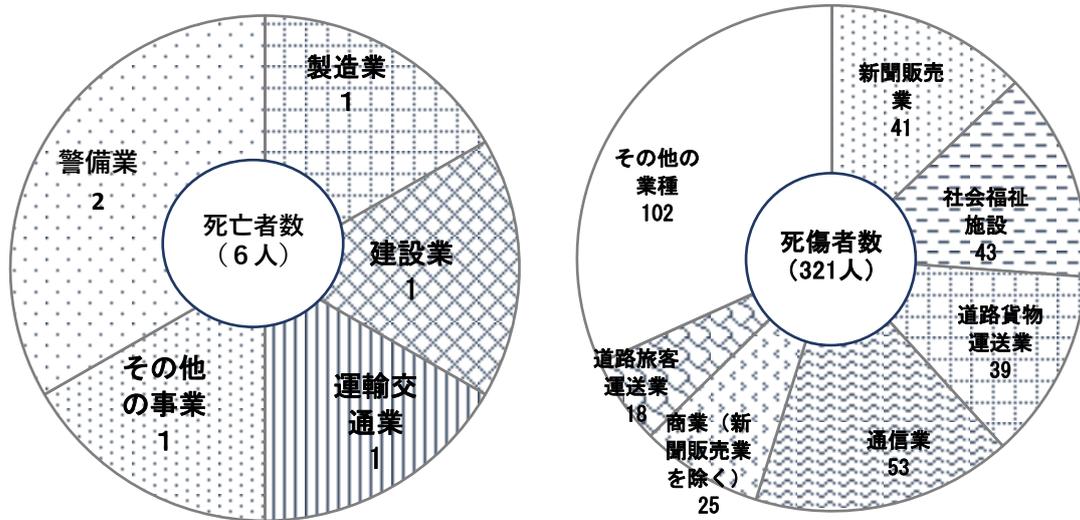
- ① 交通労働災害防止に関係する管理者(安全管理者、運行管理者等)を選任するとともに、管理者に対し必要な教育・研修を実施し、交通労働災害防止のための安全管理体制を確立する。
 - ② 安全衛生方針の表明、目標の設定、計画の作成・実施・評価・改善を行う。
 - ③ 交通労働災害防止に関する事項について安全委員会等において調査審議を行う。
 - ④ 適正な労働時間の管理及び走行管理を実施する。
 - ⑤ 適正な走行計画を作成し、運転業務従事者に適切な指示を行う。
 - ⑥ 乗務開始前の点呼等を実施し、その結果に基づく措置を適切に実施する。
 - ⑦ 交通労働災害防止のための雇入れ時及び日常の教育を行う。
 - ⑧ 健康診断を実施し、その結果に基づいて適切な事後措置(就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、深夜業回数の減少等)を行う。
 - ⑨ 交通労働災害防止に係る交通安全情報マップの作成、ポスターや標語の掲示等交通安全についての意識の高揚を図る。
 - ⑩ 異常気象等への対応、自動車等の走行前点検等、必要な措置を行う。
- (イ) 積雪や路面凍結の情報に注意し、季節に応じた対策を講じる。
- (ウ) 他車両からの視認性向上のため、早朝、夕方早めの点灯を励行する。

イ 重点業種

道路貨物運送業、 ウ 新聞販売業 社会福祉施設

(参考)

兵庫県内における令和6年交通労働災害（道路）発生状況（単位：人）

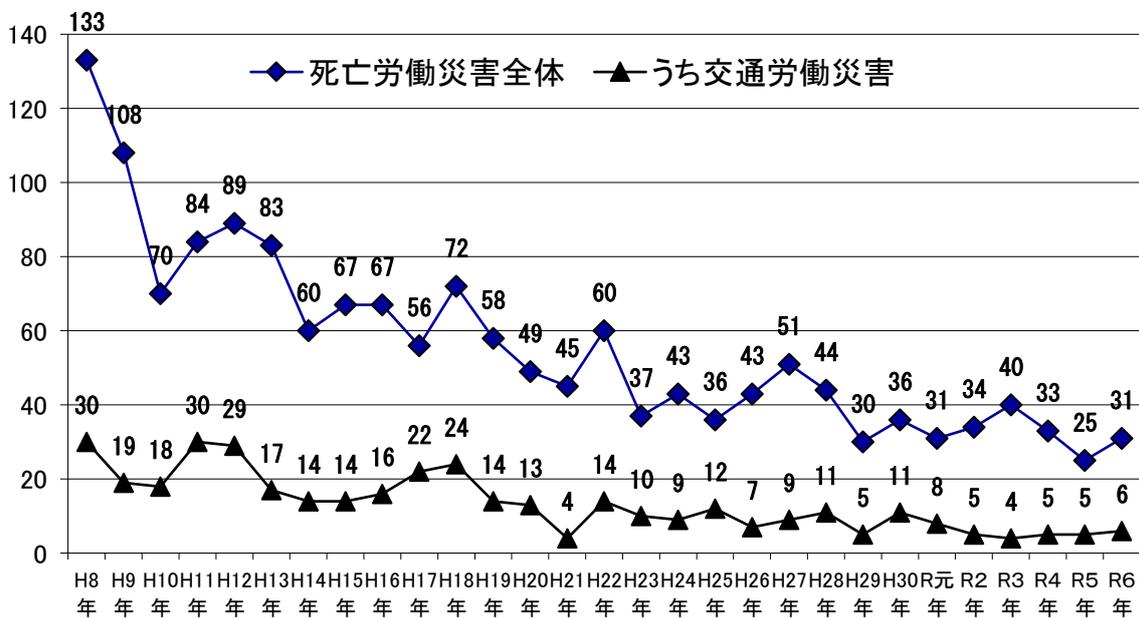


注) 死傷者数：死亡及び休業4日以上 of 休業者数

【死傷者数は労働者死傷病報告による】

注) 商業は、新聞販売業を除いた数字

兵庫県内における死亡者数の推移（平成8年～令和6年）（単位：人）



※令和2年から令和4年までの死亡者数には、新型コロナウイルス感染症による死亡者数を含む。

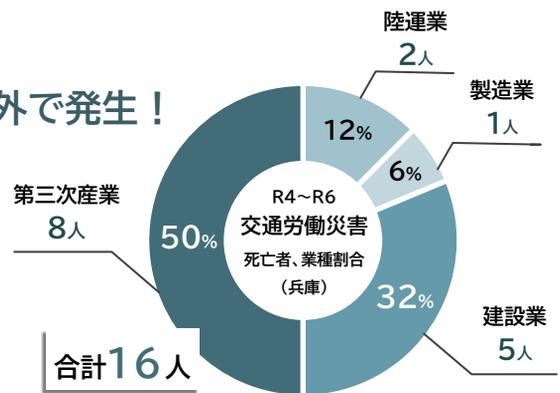
自動車等の運転業務に
労働者を従事させている事業場の皆さまへ

交通労働災害を防止するために

交通労働災害は、労働者による死亡災害の約2割を占めています。いわゆる緑ナンバーと呼ばれる事業用自動車に限らず、さまざまな業種に携わる労働者に起きており、ひとたび被災すると重大な災害につながるおそれがあります。交通労働災害を減らすためには、トラックやバス・タクシーの運転業務に従事するドライバーだけでなく、移動や送迎、配達などのために自動車・バイク・原動機付自転車の運転業務に労働者を従事させるすべての事業者が安全への取組を行う必要があります。交通労働災害防止のためのガイドラインに基づく対策を進めるほか、視認性の向上や季節・天候などへの配慮も必要です。

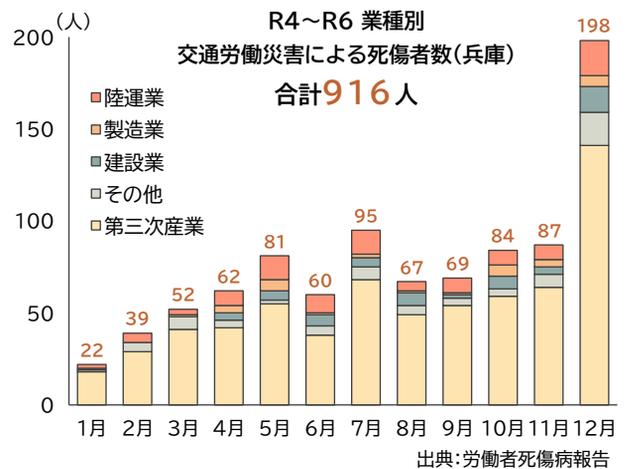
交通労働災害の8割以上は陸上貨物運送業以外で発生！

交通労働災害の5割が顧客先の訪問中など第三次産業で、約3割が労働者の送迎中など建設業で発生しており、陸上貨物運送業でない労働者の皆さまにも、交通労働災害防止対策が必要です。



交通労働災害は12月に多く発生！

交通労働災害は、12月に多く発生しています。積雪や路面凍結の情報に注意するなど、季節に応じた交通労働災害防止対策が必要です。



災害事例

原付で訪問途中 (1名死亡)	現場へ向かう途中 (7名負傷)	施設利用者送迎中 (1名死亡6名負傷)	新聞配達の自転車 (1名死亡)
訪問介護のため利用者宅から事務所へ原付で移動する途中、右側方を走るトラックと接触。その後トラックの後輪にひかれ、30分後に死亡。	早朝、労働者8名を乗せ建設現場に自動車2台で向かう途中、1台がゆるいカーブの凍結した路面でスリップしガードレールに激突。避けようとした後続車も対向車線に飛び出し路肩から転落。	事務所から介護サービス利用者宅に利用者を送迎中、信号がなく見通しの悪い交差点に一時停止せずに進入し、左側から来たトラックと衝突。利用者1名が死亡、労働者2名を含む6名が重軽傷。	夜明け前に新聞配達のため自転車で国道を斜めに横断中、交差点を青信号で進入してきた大型トラックと衝突し死亡。なお、被災者は安全ベストや保護帽を着用していなかった。

すべてのドライバーを交通労働災害から守るために



二輪車に必要な配慮

二輪車運転対策

- ・「安全ベスト」、「ヘルメット」の着用を徹底する。
- ・雨天時のマンホールなどの上でのスリップや巻き込み事故など、二輪車運転時の危険性などについて教育する。



特に冬季に必要な配慮



視認性向上

- ・他車両からの視認性向上のため、早朝、夕方早めの点灯を励行。

季節・天候対策

- ・積雪や路面凍結などについて、交通安全情報マップなどを活用し、情報提供を行い、「急ハンドル」「急ブレーキ」等急の付く動作やスピードの出しすぎに對して注意喚起する。



自動車などを利用する、すべての事業者に必要な配慮

(交通労働災害防止のためのガイドライン)

適正な労働時間等管理・走行管理

- ・走行の開始・終了や経路についての計画を作成する。
- ・早朝時間帯の走行を可能な限り避け、十分な休憩時間、仮眠時間を確保する。

点呼の実施

- ・疲労、飲酒などで安全な運転ができないおそれがないか、乗務開始前に点呼によって確認する。

荷役作業を行わせる場合

- ・運転者の身体負荷を減少させるため、必要な用具などを備え付ける。

交通労働災害防止の意識高揚

- ・交通事故発生状況などを記載した交通安全情報マップを作成する。
- ・ポスターや標語を掲示して、安全について常に意識させる。

教育の実施

以下を含め、雇入れ時などの日常の安全衛生教育を実施する。

- ・十分な睡眠時間の必要性の理解
- ・飲酒による運転への影響の理解
- ・交通危険予知訓練による安全確保
- ・交通安全情報マップによる実態把握

その他

- ・交通労働災害防止のための管理者を選任し、目標を定める。
- ・運転者に対し、健康診断や面接指導などの健康管理を行う。
- ・異常気象や天災の場合、安全の確保のため走行中止、徐行運転や一時待機など、必要な指示を行う。
- ・自動車の走行前に自動車を点検し、必要に応じて補修を行う。



- 交通労働災害について、詳しくは以下のサイトをご覧ください。

